



2017 REPORT

東京三協信用金庫の現況のご報告 2017

TOKYO SANKYO SHINKIN BANK

基本方針

国民大衆の金融機関に徹する
常に健全性公共性の維持に努める
絶えず経営の改善に努める

行動規範『さんきょうの心構え』

～ 4つの“こころ”（情熱・使命・絆・志）～

わたしたち東京三協信用金庫の『さんきょうの心構え』は、“魅力ある役職員、魅力ある職場、魅力ある三協”を実現するための心構えを示しています。すべての役職員は、日々、お客様、地域社会、仲間との関わりの中で、どのような考えを持ちどのように行動すべきかを自分の“こころ”に問いかけます。

- 1. お客様への思い 『お客様のお役に立ちたいという“情熱”』**
お客様の幸せ・喜び・笑顔のため、ひとりひとりに真摯に向き合い、お客様の期待を超えるサービスの提供と心のこもった対応、礼儀正しい立ち居振る舞いを実践します。
- 2. 地域社会への思い 『誠実さ・正直さを追求する“使命”』**
すべての役職員はあらゆるルールを遵守し、長い時間をかけて築き上げてきたお客様・地域社会からの信頼を維持するため、誠実さ・正直さを持って行動します。
- 3. 仲間への思い 『お互いを認め、敬い、信頼し合う“絆”』**
すべての役職員が同じ目的のために働く仲間（チーム）であることを認識し、お互いを思いやること、認め合うこと、信頼し合うことを大切にします。
- 4. 仕事への思い 『職責や役割を理解し、高みを目指す“志”』**
働くことへの責任や厳しさ、自分に与えられた役割をすべての役職員が理解し、ひとりひとりが更なる知識の修得に努め、それぞれの立場に求められる役割を誠実に果たします。

目次

ごあいさつ	2	その他の主なサービス	13
金庫概要	2	主な手数料のご案内	14
金庫の主要な事業の内容	2	総代会について	15
さんきょうの歩み	3	金庫の組織に関する事項	18
沿革	3	内部管理態勢について	19
平成28年度の歩み	4	当金庫の内部統制基本方針について	19
平成28年度事業の概況	5	法令等遵守(コンプライアンス)の体制	19
金庫の健全性	6	リスク管理体制	20
東京三協信用金庫と地域社会	7	顧客保護管理体制	21
事業支援の取り組み	8	金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置	21
お客様利便性向上への取り組み	9	計数・資料編	22
『お客様アンケート』調査結果について	10	店舗一覧	46
業務のご案内	11		

ごあいさつ

皆様におかれましては益々ご清業のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、平成28年度の事業の概要をご報告させていただきますので、ぜひご高覧頂き、一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成28年度は、6月には英国のEU離脱を問う国民投票にて離脱派が勝利、11月には米国のトランプ大統領が選出されるなど、世界経済に大きな影響を及ぼす出来事がありました。一方、国内においても東日本大震災からの復興途上にあるなか、4月に熊本地震が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、国内経済においては昨年2月、日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策を実施した結果、株式市場において一定の効果はみられましたが、市場金利の低下を背景とした他金融機関との競合が一層激化したことにより、収益環境は引き続き非常に厳しい状況にあります。

このような情勢のもと、当金庫におきましては平成27年度に策定した中期3カ年計画の理念に基づき、「会って・話す」「お客様・地域と共に歩む」という当金庫の営業スタイルを貫き業務にあたった結果、平成28年度の貸出金期末残高は99,184百万円(前期比4,406百万円増加)、期中平均残高は96,068百万円(前期比1,348百万円増加)、預金期末残高は153,786百万円(前期比1,885百万円増加)、期中平均残高は153,495百万円(前期比1,771百万円増加)となりました。

貸出金の残高増加要因としましては、「会って・話す」を前面に営業推進活動を行い、地域の事業者の方のさまざまな悩みを解決し共に歩んでいく「課題解決型金融」を実践した結果によるものです。当金庫の当面の目標である融資残高1,000億円が目前に迫っており、ひとつの節目を迎えつつあります。

平成28年度は、貸出金残高は大幅に増加したものの貸出金利回りの低下により、業務純益は224百万円(前期比74百万円減少)、経常利益は140百万円(前期比80百万円減少)、当期利益は108百万円(前期比52百万円減少)となりました。

また、店舗効率を高め金庫の経営体質をより強固なものとするため、平成29年4月21日に板橋支店を廃止し池袋支店に統合いたしました。池袋信用組合からの事業譲受以来、15年に渡り営業をさせていただき誠にありがとうございました。

なお、当金庫の健全性を表す自己資本比率は、8.93%と国内基準の4%の2倍以上を確保しております。また、出資に対する配当は前年同様に3%とさせていただきます。

今年度は、中期計画である3カ年計画の最終年度であり、お客様本位の良質なサービスを提供できる様に「会って・話す」営業スタイルを更に深度ある活動とし、中小企業の皆様の事業展開の一助となる「課題解決型金融」の取組みを強化し、地域経済発展のために一層、地域金融機関としての使命をはたしていく所存です。

今後とも変わらぬご支援とご高配を賜りますように心からお願い申し上げます。

平成29年7月

理事長 吉田 進



金庫概要

創立：大正14年10月12日
本店：東京都新宿区高田馬場2丁目17番3号
店舗数：13店舗 1店外ATM
出資金：1,087百万円
会員数：11,607会員
常勤役員数：181名(男性125名・女性56名)
(平成29年3月31日現在)

金庫の主要な事業の内容

1. 預金および定期積金の受入
2. 資金の貸付(手形貸付、証書貸付、当座貸越等)および手形の割引
3. 内国為替業務(送金為替、当座振込及び代金取立等)
4. 有価証券投資業務
5. 代理業務
 - ①日本銀行歳入代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ④日本政策金融公庫等の代理貸付業務
6. 国債等公共債の引受業務ほか窓口販売業務
7. 保護預りおよび貸金庫業務
8. 保険の窓口販売
9. 電子債権記録業に係る業務
10. その他法令で定められた付随業務

さんきょうの歩み

関東大震災から2年後の大正14年(1925)10月12日、東京府豊多摩郡戸塚町・諏訪町(1947年以降、現在の新宿区域となる)を営業地区とする有限責任戸塚町信用組合が設立されました。これが東京三協信用金庫の歴史の始まりです。

多くの信用組合は、地元の名士、地場産業人、あるいは、自治体関係者を中心とする発起人によって生まれましたが、戸塚町信用組合は、産業組合の権威あるいは実践者であった西垣恒矩(組合長)、藤倉隆(専務理事)によって生まれた信用組合であり、異彩を放っていました。

農学博士でもあった創設者の西垣は、ドイツ等で産業組合の仕組みを学びました。

「野」で産業組合の発展に寄与するという信念の下、日本各地で講演等を行うとともに、自らもいくつかの信用組合の設立に関与し、日本における産業組合(信用組合・信用金庫の母体)の発展に寄与しました。

※当金庫の母体となった「戸塚町信用組合」「東京建築信用購買利用組合」「共隆信用購買利用組合」はともに西垣により設立された組合であり、合併の際、組織の中心となった「戸塚町信用組合」の設立日を当金庫の創立日としています。

共存 共育 共栄



当金庫のロゴマークおよび基本方針は、昭和24年、当時の専務理事であった門廻與勝(3代理事長)により考案されました。ロゴマークは「人=信頼」「物=預金」「お金=財産」として金融機関のありようを示しています。

お客様・地域社会の繁栄に寄与することを第一義とし、お客様とともに存在しつづける「共存」、お客様とともに育む「共育」、お客様とともに繁栄する「共栄」を企業理念として業務に取り組んでいます。

沿革

〈大正〉

- 14年10月 有限責任戸塚町信用組合設立
初代組合長に西垣恒矩(農学博士)就任

〈昭和〉

- 18年 6月 西垣組合長逝去
2代組合長に藤倉隆専務理事就任
- 19年 8月 本店を新宿区戸塚町3丁目74番地より
同町3丁目5番地(現在地)に移転
- 23年12月 営業地区を東京都23区と北多摩郡一円に拡張
- 24年 1月 戸塚町信用組合、東京建築信用購買利用組合、共隆信用
購買利用組合が合併し、名称を東京三協信用組合とする
新宿支店開設
- 26年 8月 藤倉組合長逝去
3代組合長に門廻與勝専務理事就任
- 10月 信用金庫法施行に伴い、東京三協信用金庫に改組
- 36年 7月 東京都信用金庫野球大会 3部優勝
- 10月 井荻駅前支店開設
- 39年 5月 高井戸支店開設
- 41年 8月 新宿支店お取引先を中心に「三協会」発足
- 43年 3月 「預金推進委員(現:さんきょう拡充倶楽部)」委嘱、発会
- 44年10月 調布支店開設
- 46年 3月 稲城市、多摩市に営業地区拡張
- 48年 4月 東伏見支店開設
- 51年 6月 府中支店開設
- 12月 日本銀行と当座預金取引開始
- 52年11月 日本銀行歳入代理店認可
- 53年 7月 保谷支店開設
- 9月 埼玉県新座市に営業地区拡張
- 56年10月 国債窓口販売開始
- 11月 早稲田支店開設
- 61年12月 門廻理事長逝去
4代理事長に中野武雄専務理事就任
下落合支店開設
- 63年 3月 「SBLC(現:ビジネスクラブさんきょう)」発会
- 7月 鷺宮支店開設

〈平成〉

- 元年10月 西落合支店開設
- 2年 7月 甲州街道拡幅に伴い新宿支店移転
- 4年 5月 5代理事長に一瀬春一専務理事就任
- 8年 3月 預金残高1千億円達成
- 10年12月 本店増築
- 11年 2月 「さんきょう友の会」発足、第1回親睦旅行実施
- 4月 6代理事長に宮本基専務理事就任
- 5月 テレホンバンキング取扱開始
- 7月 東京都信用金庫野球大会 3部優勝
- 12年 3月 デビットカードサービス取扱開始
- 12月 しんきんゼロネット取扱開始
- 13年 4月 7代理事長に津曲兼勇常務理事就任
- 14年 6月 池袋信用組合事業譲受により「池袋営業部・板橋支店・
足立支店」を新設
- 16年 6月 8代理事長に佐久間島吉常務理事就任
- 17年 4月 「お客様相談センター」開設
- 6月 インターネットバンキング取扱開始
- 10月 「金庫創立80周年記念式典」挙行
- 11月 80周年記念誌「80年の歩み」発行
- 18年 3月 「M&A仲介業務」取扱開始
- 19年 3月 「東伏見支店」新築移転オープン
- 20年 6月 9代理事長に鳴海克實専務理事就任
- 12月 「本店下落合出張所」の窓口営業終了
(ATMのみ取扱い)
- 21年 7月 東京都信用金庫野球大会 2部優勝
- 10月 「井荻駅前支店」新築オープン
「若手経営塾 Terra小屋」第1期開塾
東京富士大学と「産学連携の協力推進に関する
覚書」を締結
- 23年12月 足立支店を板橋支店に統合
「高井戸支店」新築移転オープン
- 24年 6月 10代理事長に村田光雄専務理事就任
- 25年 2月 さんきょう「でんさいサービス」業務取扱開始
- 26年 4月 11代理事長に吉田進常務理事就任
- 12月 「調布支店」新築オープン
- 27年10月 「金庫創立90周年記念式典」挙行

平成28年度の歩み

平成 28 年

- 4月 1日 ● 平成28年度新入職員入庫式 於：本店9階
- 4月19日～20日 ● さんきょう友の会『親睦旅行(美ヶ原温泉)』実施(2班にて実施)
- 20日～21日
- 5月 19日 ● ビジネスクラブさんきょう『総会・勉強会』開催 於：本店8階・9階
- 6月 23日 ● 第92期通常総代会 於：本店8階
- 8月 24日 ● 若手経営者塾Terra小屋『卒業生勉強会・懇親会』開催 於：本店8階・9階
- 10月 19日 ● 『さんきょう理事長杯 店舗対抗チャリティーゴルフ大会』開催 於：石坂GC
- 10月 25日 ● ビジネスクラブさんきょう『視察ツアー(新日鐵住金(株)君津製鐵所)』実施
- 12月 13日 ● ビジネスクラブさんきょう『企業合同忘年会』実施 於：ハイアットリージェンシー東京
- 12月 16日 ● 臨時総代会 於：本店8階

平成 29 年

- 1月 11日 ● さんきょう友の会『観劇』実施 於：新橋演舞場
- 2月 17日 ● ビジネスクラブさんきょう『新春講演会・賀詞交換会』開催 於：京王プラザホテル
- 3月 10日 ● 優良企業表彰式 主催：一般社団法人東京都信用金庫協会、しんさん協議会連合会、東京事業経営者会 於：東京ドームホテル

○創業スクール 平成28年4月3、10、17、24日および10月1、8、23、30日開催 於：本店9階

○法律相談会 毎月第2木曜日開催 於：本店

○年金相談会 毎月第3木曜日開催 平成28年4月～9月 於：鷺宮支店、平成28年10月～平成29年3月 於：本店



創業スクール



さんきょう友の会「親睦旅行」



ビジネスクラブさんきょう「総会・勉強会」



Terra小屋「卒業生勉強会」



ビジネスクラブさんきょう「視察ツアー」



ビジネスクラブさんきょう「新春講演会・賀詞交換会」



優良企業表彰式



平成28年度 新入職員入庫式

平成28年度事業の概況

金融経済環境

平成28年度は、6月には英国のEU離脱を問う国民投票にて離脱派が勝利、11月には米国のトランプ大統領が選出されるなど、世界的な経済環境に大きな影響を及ぼす出来事が続き、国内経済においては昨年2月、日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策を実施した結果、株式市場において一定の効果はみられましたが、市場金利の低下を背景とした他金融機関との競合が一層激化したことにより、引き続き非常に厳しい経済環境が続いております。

業績

- 預 金 … 「会って・話す」「お客様・地域と共に歩む」という当金庫の営業スタイルを貫き業務にあたった結果、預金期末残高は153,786百万円（前期比1,885百万円増加）、期中平均残高は153,495百万円（前期比1,771百万円増加）となりました。
- 貸 出 金 … 地域の事業者の方にさまざまな悩みを解決し共に歩んでいく「課題解決型金融」を実践した結果、貸出金期末残高は99,184百万円（前期比4,406百万円増加）、期中平均残高は96,068百万円（前期比1,348百万円増加）となりました。当金庫の当面の目標である融資残高1,000億円が目前に迫っており、ひとつの節目を迎えつつあります。
- 損益の状況 … 貸出金残高は大幅に増加したものの貸出金利回りの低下により、業務純益は224百万円（前期比74百万円減少）、経常利益は140百万円（前期比80百万円減少）、当期利益は108百万円（前期比52百万円減少）となりました。

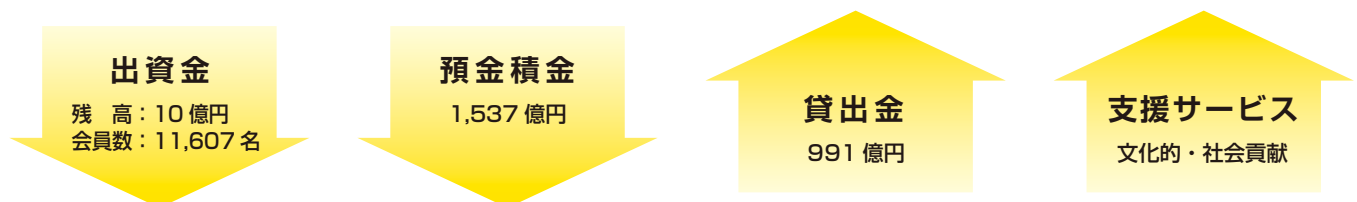
今後の事業の展望と課題

今年度は、中期計画である3カ年計画の最終年度であり、お客様本位の良質なサービスを提供できる様に「会って・話す」営業スタイルを更に深度ある活動とし、中小企業の皆様の事業展開の一助となる「課題解決型金融」の取組みを強化し、地域経済発展のために、一層地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

地域社会の再生と活性化をめざして

当金庫は大正14年創立以来、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、支え合い、そして共に発展・繁栄していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。地域のお客様からお預かりした大切なご預金は、ご融資という形で資金を必要としている地域のお客様にご利用いただいています。また、こうした金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野にいれ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

お客さま・会員



東京三協信用金庫

店舗数：13店舗
1店外ATM
役職員数：181名

自己資本比率：8.93%
預貸率：64.49%
預証率：14.66%

業務純益：224百万円
当期純利益：108百万円

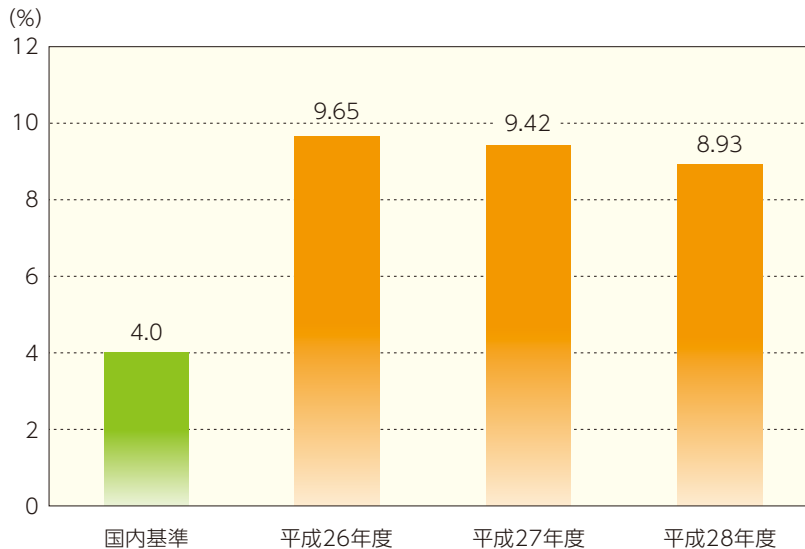
(平成29年3月31日現在)

金庫の健全性

平成28年度の自己資本比率について

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づき算出した結果、平成28年度の自己資本比率は8.93%となりました。国内基準である4%の2倍以上を確保しており、当金庫の経営の健全性は十分保たれております。

■ 自己資本比率の推移



■ 当金庫の自己資本比率について (平成29年3月期)

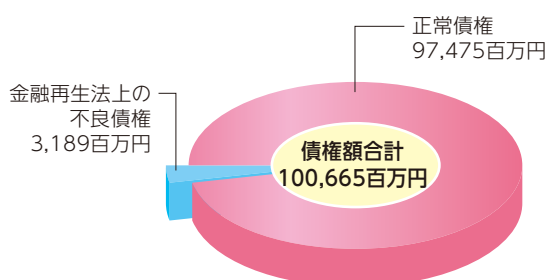
$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)} \\ 10,446\text{百万円}}{\text{信用リスク・アセット合計額 + オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額} \\ (112,513\text{百万円}) + (4,374\text{百万円})} \times 100 = 8.93\%$$

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

平成28年度の不良債権の状況

金融再生法の開示債権(いわゆる不良債権)に対する保全状況は担保や保証等による回収見込額及び貸倒実績率(過去に発生した貸倒の確率等)に基づき算出された貸倒引当金により保全率は99.34%となっています。

平成28年度
金融再生法開示債権の状況



平成28年度金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	保全率(b/a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,077	2,077	100.00%
危険債権	1,065	1,058	99.28%
要管理債権	46	33	71.74%
金融再生法上の不良債権	3,189	3,168	99.34%
正常債権	97,475		
合計	100,665		

東京三協信用金庫と地域社会

地域社会の活性化を目指して

当金庫は大正14年創立以来、90年以上にわたり地元の中小企業者や住民の皆様がお互いに助け合い、支え合い、そして共に発展・繁栄していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

■ 地域で創業・起業するお客さまへの支援

地域活性化への取り組みとして、地域の事業者・専門家・商店会・日本政策金融公庫・創業支援関連団体・東京富士大学・民間シェアオフィスなどの外部専門機関と連携して、創業期・成長期におけるワンストップ支援を実施し、各々の強みを活かした、地域・地元での創業・起業を積極的に支援しています。

また、当金庫は認定支援機関として、創業等補助金制度の申請や日本政策金融公庫との協調融資を行うなどの支援も行っています。

■ 新宿区における創業支援事業に関する基本協定書の締結

平成28年12月1日、東京三協信用金庫、西京信用金庫、新宿区、東京商工会議所新宿支部、日本政策金融公庫新宿支店は、新宿区における創業支援事業に関し、基本協定書を締結しました。

■ 高田馬場地域支援ネットワーク「Baba Lore」(ババロア)会への参画

※Baba(馬場)Lore(物語)

高田馬場・早稲田を中心に地域の事業者・商店会・金融機関・東京富士大学等が連携した地域活性化のための勉強会へ参加しています。



■ 三協会

取引先企業の繁栄、会員相互の親睦を目的とした会

営業店単位で組織された『三協会』を通じ、親睦旅行や講演会等を実施し、会員様の事業の発展、親睦のお手伝いをしています。また、支店独自の勉強会や親睦会の実施、地域行事への参加を通じ「地域」の皆様とのふれあいを大切にしています。



本店三協会「講演会」



調布三協会「勉強会」



新宿三協会「親睦旅行」



府中支店三協会「親睦旅行」

■ さんきょう拡充倶楽部

お客様の貯蓄奨励と事業発展を主目的に組織された会

さんきょうファンのお客様を中心とした貯蓄の推進を主目的とした組織。

■ さんきょう友の会

当金庫で年金をお受け取りいただいているお客さまの会

入会、年会費は無料で「受給開始時のプレゼント」「親睦旅行・観劇のご優待」「お誕生日プレゼント」「金利優遇定期預金(あんしん350)」「団体傷害保険『シニアクラブ』」などの様々なサービスの提供で老後の安心した生活のお手伝いをしています。



第19回納涼懇親会《新宿支店》



第六天神社祭礼のお神輿《高井戸支店》

■ 景況調査の実施

年2回、取引事業先の景況調査を実施し、最も身近な地域の景況に関するレポートを作成しています。

事業支援の取り組み

当金庫は、平成 25 年 2 月 1 日付けで、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、財務省関東財務局並びに経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました。事業の発展を目指し、経営革新等に取組む中小企業の経営者とともに事業計画の策定支援や実施に関するサポートを行います。

■ 創業スクールの開催

新宿区が策定した創業支援事業計画の『特定創業支援事業』として、東京商工会議所新宿支部との共催、日本政策金融公庫の後援により『創業スクール』を開催しています。
(平成 28 年 4 月 3 日、10 日、17 日、24 日および 10 月 1 日、8 日、23 日、30 日開催)



■ ビジネスクラブさんきょう(BCS)

会社経営や事業のヒントとなる各種情報や、講演会・勉強会の開催、会員同士の親睦を図る各種イベントを通じ、お客様の見識とネットワークを広げるための活動を実施しています。



■ ネットワークの活用による「つなぐ力」の発揮

- 東京商工会議所新宿支部との連携
- TKC 東京都心会新宿支部会員税理士との連携
- 日本政策金融公庫との業務提携
- 東京都よろず支援拠点の活用

■ 金融円滑化のための取り組み

金融円滑化のための貸出条件変更等の実施状況（平成21年12月～平成29年3月までの累計件数）

(単位：件)

	事業性資金		住宅資金	
	平成28年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
貸付けの条件に変更等の申込みを受けた件数	2,923	3,279	123	135
うち、実行に係る件数	2,622	2,983	97	109
うち、謝絶に係る件数	69	70	6	7
うち、審査中に係る件数	31	12	2	0
うち、取下げに係る件数	201	214	18	19

※金融円滑化法は平成 25 年 3 月に終了しましたが、当金庫の金融円滑化に関する基本姿勢に変更はございません。

■ 中小企業金融円滑化法の終了後の取り組みについて

- 当金庫は、中小企業金融円滑化法の終了後も、これまでと同様に、地域の健全な事業を営む事業者及び個人のお客様に対し、必要な資金を円滑に供給していくこと並びに経営相談や経営改善のご支援に取り組んでまいります。
 - 当金庫は、従来と変わらず、お客さまからの資金相談やお借入れ内容の見直し等のご相談に対し、真摯に対応してまいります。
 - 当金庫は従来から取り組んでいるコンサルティング機能のより一層の発揮に努め、外部専門機関等と連携して、お客さまの抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて取り組んでまいります。
 - 当金庫は、他の金融機関からも資金供給を受けているお客さまよりお借入れの条件変更等の申出があった場合など、守秘義務に留意しつつ、他の金融機関等と十分連携を取り、必要に応じて、各都道府県の中小企業支援ネットワーク「東京企業力強化連携会議」等を活用しながら対応に努めてまいります。
- ※ お客様のお借入れ内容の変更等につきましては、お取引先営業店までお問い合わせください。また、下記窓口でもご相談を承ります。
東京三協信用金庫 業務部 経営支援担当 03-3200-7123

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	28年度
新規に無保証で融資した件数	45件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	2.95%
保証契約を解除した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

お客様利便性向上への取り組み

お客様の生活等に関する各種相談会を実施しています

無料
年金相談受付中

無料 年金相談会

年金に関する相談会を開催しております。社会保険労務士がご回答いたします。相談会にお越しになれない場合、年金相談受付メモをご提出いただければ、後日ご回答いたします。

相談会のご予約の上お越しください。ご相談の際には「年金証書」「基礎年金番号通知書」等の写しをご用意いただければより詳しい説明が可能です。

《原則毎月第3木曜日 開催》

無料
法律相談会受付中

無料 法律相談会

当金庫では弁護士に委託して無料で法律相談会を開催しております。お気軽にご相談ください。

★遺言、相続、成年後見、事業承継、消費者被害
★民事相談、労働相談、刑事事件、損害賠償

etc...

《原則毎月第2木曜日 本店にて開催》

※詳しくは最寄りの店舗へお問い合わせください。

お体が不自由な方への取り組みの推進

少しでも便利に当金庫をご利用いただけるよう、下記の取り組みを進めております。

1. 職員の代筆

目の不自由な方等が窓口で行う入出金・振込等のお取引に関しまして、ご自身の署名が困難な場合は、当金庫の職員が複数名立会いのもと、職員が代筆いたします。



2. 音声案内や拡大文字表示機能付ATMの設置

ハンドセット方式による音声案内や、かんたんモードにより文字表記を拡大できるATMを設置しています。

平成29年6月末現在、当金庫13拠点23台全てに設置しており、またこのATMは車いすに座ったままでも操作がしやすくなっています。

<ハンドセット方式とは>

目の不自由な方に配慮した、タッチパネルを使用しなくても操作が行えるATMです。タッチパネル脇に備え付けられた受話器に電話機と同配列のキーが取り付けられています。また、受話器からは操作案内音声がかかります。

<かんたんモード>

タッチパネルの「かんたんモード」キーを押すことによって、文字表記が大きくなり、ゆっくりとした音声案内になります。



3. バリアフリー化

車いすの方も便利にご利用いただけるよう、店内のバリアフリー化に努めています。店内にはバリアフリートイレ、エレベーターを設置していますので、安心してご利用いただけます。(井荻駅前支店、高井戸支店、調布支店、東伏見支店)

4. 『簡易筆談器』『携帯助聴器』『ご意見箱』を全店に設置しています



〈簡易筆談器〉



〈携帯助聴器〉



〈ご意見箱〉

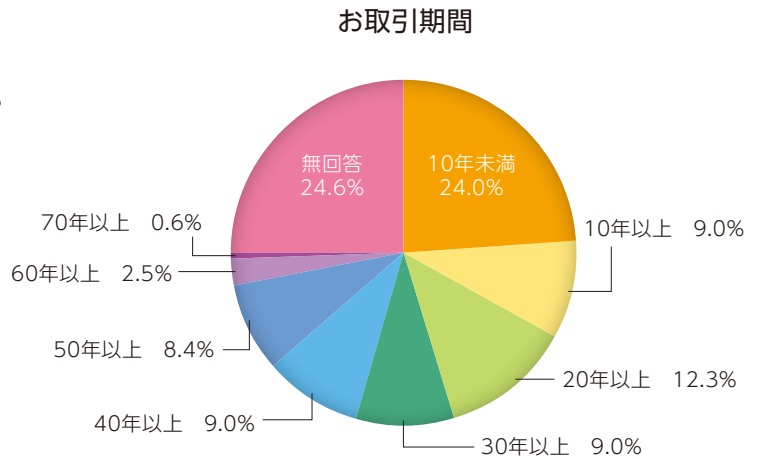
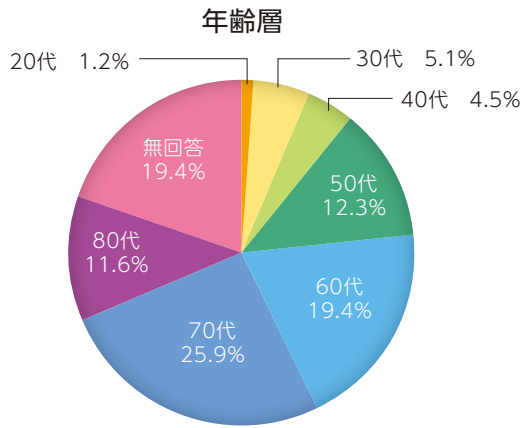
『お客様アンケート』調査結果について

お客様の声に耳を傾け、満足度向上に努めています

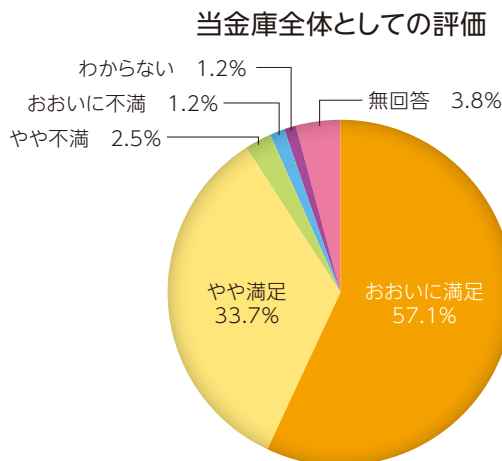
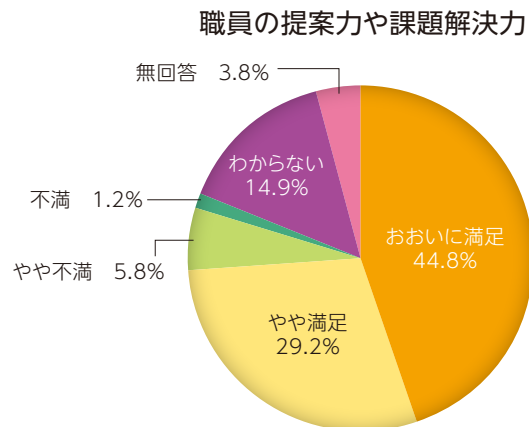
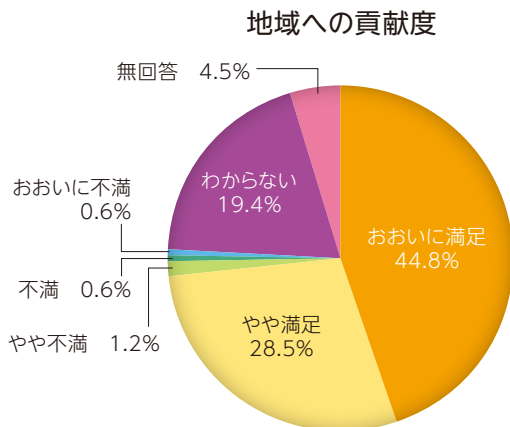
当金庫では、お客様の声をお伺いしてサービスの向上、お客様満足度の向上に努めるべく、毎年アンケート調査を行っています。

また、営業店には「ご意見箱」を設置し、お電話では「お客様相談センター(0120-0889-18)」にてご意見を承っています。お気づきの点がございましたら、ぜひお声をお聞かせください。

◎回答者属性



◎当金庫に対する感想等



アンケート調査の概要

- アンケート調査実施期間 平成28年8月～平成29年3月
- アンケート配布総数 配布数：5,016通
- アンケート調査有効回答数 154通(回答率：3.07%)
- アンケート調査実施方法
〈配布方法〉当金庫職員による手交および店頭設置
〈回収方法〉郵送による回収

お客様にご満足いただける信用金庫をめざして、これからも役職員一同努力してまいりますので、お力添えをお願い申し上げます。今後とも、お客様からの忌憚のないご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

業務のご案内

預金業務

毎月一定額を積み立ててまとまった資金をつくる定期積金「さんきょうだい 100」をはじめ、キャッシュカードに便利なデビットカードサービスやペイジー口座振替受付サービスが附加できる普通預金など、皆さまの生活を豊かにする商品を取り揃えています。

詳しくは窓口または、渉外担当者までお問い合わせください。

お金を貯めるコツは「コツコツ」!毎月決まった金額を積み上げていく定期積金「さんきょうだい 100」が当金庫が一押しする預金商品です。



預金商品

種類	特長	期間等
総合口座 普通預金／定期預金	普通預金と定期預金を1冊にセットした口座。「イザ」という時に定期預金の90%(最高500万円)まで、自動的にご融資が受けられます。	出し入れ自由
普通預金	お財布、家計簿代わりにご利用ください。各種公共料金の自動支払、給与・各種年金等の受取りに便利です。	出し入れ自由
決済用普通預金 (無利息型)	預金保険制度によって全額保護される利息のつかない普通預金です。自動振替等一般の普通預金と同じ機能があります。総合口座としてのご利用も可能です。一般の普通預金からの変更も可能です。	出し入れ自由
当座預金	ご商売には欠かせない預金です。小切手・手形などのお支払、代金の取立にご利用ください。	出し入れ自由(お引出は小切手・手形の発行によります)
通知預金	ごく短期間まとまった金額の運用にご利用ください。お引き出しはご連絡の2日後になります。	7日以上
納税準備預金	納税に備える専用の預金です。	納税時
貯蓄預金	一定の金額を最低残高として出し入れ自由な預金。一定制限がある分お利息が有利になっています。(月のお引出回数によっては所定の手数料がかかる場合があります)	出し入れ自由
スーパー定期預金	3年、4年、5年もののお利息は半年複利(個人のみ)で有利に計算されます。	1ヶ月から5年以内
変動金利定期預金	預入日より6ヶ月毎ごとに金利が見直しされます。3年ものは、お利息が半年複利(個人、定型のみ)で有利に計算されます。	1,2,3年もの(単利・複利) 1年以上3年未満の満期日指定型(単利)
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金を有利な利回りで安全に運用できます。	1ヶ月から5年以内
金利優遇定期預金 「あんしん350」	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方に、お一人さま350万円まで、店頭表示金利に年0.1%上乘せします。	1年
定期積金	将来の生活設計・事業拡張のため、目標を定め、毎月無理のない積立で必要な資金作りにご利用ください。	6ヶ月以上～5年以内
さんきょうだい100	預金目標額100万円以上の蓄財型定期積金です。満期時に定期預金へ振替えると金利が上乘せされます。コツコツ貯めて大きく増やせます。満期時に定期預金へお振替すると、1年ものものスーパー定期預金店頭表示金利に年0.1%上乘せします。(1年間)	1年(12ヶ月)～5年(60ヶ月)
さんきょう子育て支援 定期積金	店頭表示金利に年0.1%上乘せします。また、本定期積金契約後、満期までの間に「さんきょう子育て支援ローン」をご利用される場合、取扱金利を当金庫基準金利より0.5%優遇します。	3年(36ヶ月)～5年(60ヶ月)
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。1年据置期間経過後、1ヶ月前の予告で一部払出もできます。	3年以内 (据え置き期間1年含む)
一般財形預金	貯蓄目的は自由で給料やボーナスから天引きで積み立てる預金です(課税対象)。	3年以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的貯蓄です。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上
財形住宅預金	住宅プランに最適です。毎月計画的にお積み立てください。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上

(平成29年6月30日現在)

融資業務

当金庫は個人向けのローンをはじめ、事業に欠かせない設備資金や運転資金、制度資金などの様々な資金のご提供をしています。

1. 地元中心の融資

地元で預かったお金は地元へご融資する考えのもと地元の中小企業者・勤労者を中心にご融資をしています。

2. 大口融資の回避

過度な大口融資は行わず、多くの皆さまにご利用いただけるよう心掛けています。

3. 偏らない融資

特定の業種・地域・取引先に偏らないよう融資を行うことにより健全性の維持に努めています。

事業者向けご融資

証書貸付 … 長期資金にお応えします。

手形貸付 … 短期資金にお応えします。

手形割引 … 商業手形の割引をいたします。

当座貸越 … 事業者カードローン：東京信用保証協会の保証によりご利用いただけます。

代理貸付 … 日本政策金融公庫、信金中央金庫等の代理貸付制度を取扱っています。

各種制度資金 … 東京都、各区、各市の制度融資を取扱っています。



個人向けご融資

ローン名	内容	ご利用限度額	期間	担保・保証
子育て支援ローン	子育て全般にわたりご利用いただけます。	300万円以内(一世帯)	8年以内	無担保 要連帯保証人
カードローン	お使いみち自由 限度額以内であればローンカードで何回でもご利用いただけます。	残高スライド型:10万円以上 300万円以内(10万円単位) 極度スライド型:10万円以上 100万円以内(10万円単位)	3年更新	(一社)しんきん保証基金
カードローン(さんきょうきゃつる)	同上	500万円以内	5年更新	信金ギャランティ(株)
カードローン(ゆとり)	同上	30・50・100・200万円	3年更新	三菱UFJニコス(株)
ライフローン	お買いもの、レジャーなど目的によりご利用いただけます(証書貸付方式)。	500万円以内	5年以内	(一社)しんきん保証基金
住宅ローン	新築、増改築、土地・建物の購入、他行借入の切替の際にご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内	全国保証(株) (一社)しんきん保証基金
カーローン	自動車の購入、車検の際等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
教育ローン	お子様の学費等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
さんきょうエコライフ	太陽光発電・オール電化住宅・燃料電池などの省エネ住宅設備導入にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金

(平成29年6月30日現在)

内国為替業務

当金庫の本支店をはじめ、日本全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより迅速で正確な送金、振込、代金取立等の為替業務を行っています。

また全国の信用金庫が提携して、北海道から沖縄までの47都道府県に設置されている自動機(ATM・CD)の利用手数料を無料にする『しんきんゼロネットサービス』を実施中(ただし、一部時間帯や土曜日は一部の信用金庫で有料となる場合があります)。

★ご利用はしんきんゼロネットサービスのステッカーのある自動機で！

<サービスご利用時間帯>

平日／8：45～18：00の入出金 土曜／9：00～14：00の出金

その他の主なサービス

インターネット向けサービス

■ さんきょうでんさいサービス

電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。
手形や売掛債権を電子記録として扱い、事業の利便性向上やコスト削減に役立ちます。

■ インターネットバンキング

個人向け：パソコンや携帯電話、スマートフォンから振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。
事業者向け：ご利用のパソコンから振込、給与振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。

■ しんきんテレホンサービス

アンサーサービス：電話やFAXにより振込通知や残高照会ができます。
ホームバンキング：会社やご家庭のパソコンで振込や残高照会等ができます。
テレホンバンキング：フリーダイヤルで資金移動や各種届出受付サービスができます。

■ 夜間金庫

毎日の売り上げ等を時間外でも受け、翌営業日に指定口座へご入金します（設置6店舗）。

■ 自動受取りサービス

給与・年金・配当金等がご指定の預金口座に自動的に振込まれます。

■ ATM振込

ATMで振込めば、窓口での振込手数料よりお安くなります。

■ しんきん自動集金サービス

口座振替の利用による集金代行サービスです。

■ デビットカードサービス

現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払いが手数料なしでご利用できます。

■ クレジットカード

しんきんVISAカード・しんきんJCBカードなど各種クレジットカードを取り扱っております。

■ 貸金庫

資産の安全な保管にご利用ください（設置12店舗）。

■ 自動支払いサービス

ご指定の預金口座から、電気・ガス・水道・電話・NHKの5大公共料金をはじめ、税金・保険料・各種クレジットなどの自動支払いができます。

■ 定額自動送金

毎月ご指定日に指定先へ一定金額の送金ができます。

■ 保険代理店業務

- ・しんきんグッドすまいる：住宅ローン関連の火災保険
- ・ちゃんと応える医療保険 EVER：医療保険
- ・新 生きるためのがん保険 Days：がん保険
- ・シニアクラブ：さんきょう友の会会員向け傷害保険
- ・しんきんグッドパスポート：海外旅行の傷害保険

（平成29年6月30日現在）

お客様相談センター フリーダイヤルでご相談いただけます。

（おはやくいーはなし）

0120-0889-18

主な手数料のご案内

※記載の手数料には消費税(8%)相当額が含まれています。

振込手数料		5万円未満	5万円以上	
窓口ご利用	当金庫同一店内宛	無料	無料	
	当金庫本支店宛	216円	432円	
	他行宛	至急扱い(電信)	540円	756円
		文書扱い(付帯物件付)	648円	756円
ATMご利用	当金庫同一店内宛	無料	無料	
	当金庫本支店宛	108円	324円	
	他行宛	432円	648円	
インターネット バンキング利用	当金庫同一店内宛	無料	無料	
	当金庫本支店宛	108円	324円	
	他行宛	432円	648円	
振込・送金組戻料	1件につき		648円	

代金取立(各1通につき)

代金取立手数料	東京・横浜交換所管内を除く	864円
取立手形組戻手数料	東京・横浜交換所管内	648円
	東京・横浜交換所管内を除く	1,080円
取立手形店頭呈示料	※別途実費	648円
取立手形不渡返却料		648円
依頼返却手数料		1,080円

手形・小切手等発行手数料

当座預金取引	小切手帳	1冊(50枚綴)	864円
	手形帳(約束・為替)	1冊(25枚綴)	540円
	マル専当座	口座開設(1口座)	3,240円
		手形1枚あたり	648円
自己宛小切手	1枚あたり	540円	

各種証明書発行手数料

残高証明書・支払利息証明書	1通あたり	324円
取引履歴明細交付	1通あたり	108円

再発行手数料

預金通帳	1冊	1,080円
預金証書	1枚	1,080円
キャッシュカード等	1枚	1,080円
出資証券	1枚	540円
貸金庫カード	1枚	1,080円

円貨両替手数料

窓口利用	1～100枚	108円
	101～500枚	216円
	501枚以上	500枚毎に216円加算
両替機	※設置店舗の窓口までお尋ねください	

融資事務手数料

融資条件変更 (住宅・消費ローン)	繰上げ返済に伴う返済金額・期間の変更	3,240円
	固定金利から変動金利への変更	5,400円
	証書貸付返済方法変更	5,400円
	固定金利選択型適用期間終了後固定金利選択	5,400円
担保設定取扱手数料	設定事務手数料	1案件毎 54,000円
	抹消事務手数料(当金庫職員立会いの場合) ※当該物件が当金庫営業地区外の場合、別途実費	10,800円

夜間金庫手数料

利用手数料	1ヶ月あたり	4,320円
専用入金帳	1冊(50枚綴)	5,400円
入金袋交付手数料	1袋あたり	5,400円

各種サービス基本手数料

インターネットバンキング	個人向け	無料
	法人向け	月額 2,160円
アンサーサービス	1口座	月額 1,080円
ホームバンキング	1口座	月額 1,080円
しんきんファクシミリ振込サービス	1口座	月額 1,080円
しんきん自動集金サービス		月額 1,620円
	請求1件あたり	162円

総代会について

総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多いため、総会の開催は事実上困難です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。なお、当金庫では、総代会だけでなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。総代会の運営に関するご意見ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



第93期総代会(平成29年6月23日)

総代の定数と任期・総代の選任

総代の定数と任期は、定款により総代の定数は70名以上～100名以下、任期は3年と定めています。また選任地区を4地区に分け、地区ごとの定数については会員数に応じて定めています。総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っており、以下①～③の手続きを経て選任されています。

なお、①の「総代候補者選考委員」については、これまで、理事会の決議により理事長が委嘱しておりましたが、第92期通常総代会において「定款の一部変更」が承認され、総代会の決議により理事長が委嘱することとなりました。

会員

地区を4区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定めます。

第1区 新宿区

第2区 杉並区

第3区 23区内
(第1・2区除く)

第4区
(第1～3区以外の営業地域)

① 総代候補者選考委員の選任 (各区の会員から3名以上)

会員の中から総代候補者選考委員を「総代候補者選考委員選考基準」に基づき総代会で決定し、理事長が選考委員を委嘱。

総代候補者選考委員の氏名を営業店掲示場に掲示

② 総代候補者の選考

総代候補者選考委員は総代候補者選考基準に基づき総代候補者を選考し、理事長に報告、理事長は総代候補者氏名を1週間以上営業店掲示場に掲示。この掲示について日本経済新聞に公告。

総代候補者の氏名を営業店掲示場に掲示

③ 総代の選任

- A) 会員から異議がない場合または選任区域の会員数の1/3に達しない会員からの異議申出があった総代候補者について理事長は総代に委嘱。
- B) 会員からの異議申立が選任区域の会員数の1/3に達した総代候補者については、当該候補者に代え上記②の手続きにより他の総代候補者を選考する。ただし、当該総代候補者の数が、その選任区域の総代の定数の1/2に満たない場合は、改めて選考を行わない(欠員とする)ことができる。

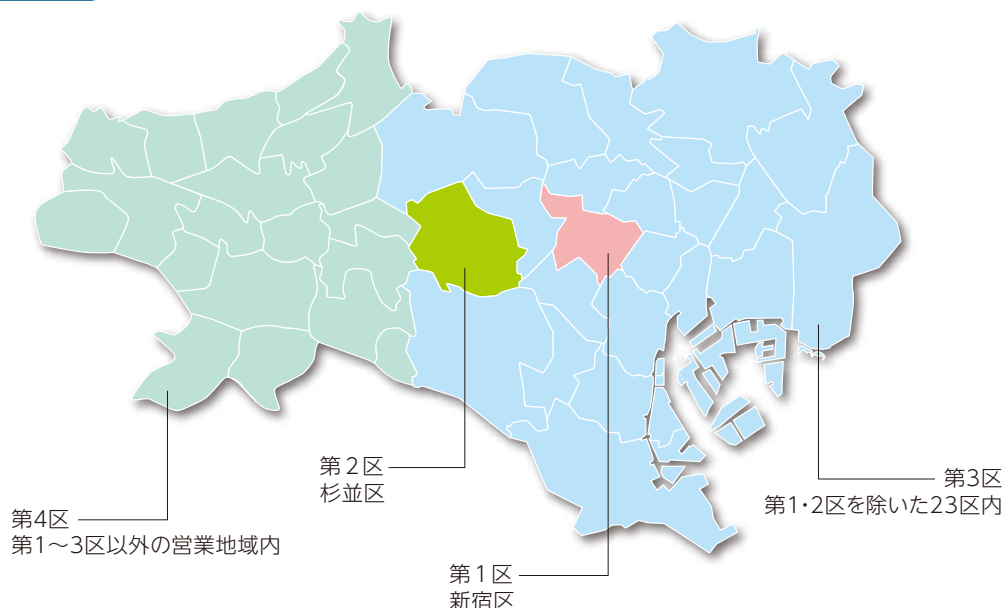
総代の氏名を営業店掲示場に1週間以上掲示

会員の総意を適正に反映するための制度

総代会

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

総代の選任区域



総代候補者選考委員選考基準

1. 総代候補者選考委員は当金庫の会員でなければならない
2. 総代候補者選考委員の選考基準は次のとおりとする
 - 1) 地域における信望が厚く、信用金庫の理念、社会的役割について理解している方
 - 2) 当金庫の理念を理解し、当金庫の健全な発展に寄与できる方
 - 3) 社会理念、良識をもって判断ができる方
 - 4) その他総代候補者選考委員として理事会が適格と認めた方

総代候補者選考基準

1. 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない
2. 総代として総代会等に出席可能な方
3. 協同組織金融機関の運営に理解ある方で
 - 1) 当金庫顧客組織の役員・委員をお引受いただいている方(三協会、ビジネスクラブさんきょう等)
 - 2) 地域社会で役員・委員を務める方(町会、消防団、保護司、商店会等)
 - 3) 業界、商工会、その他団体(反社会的勢力は除く)の役員・委員を務める方
 - 4) 専門的知識(弁護士、公認会計士、医師等)をお持ちの方
 - 5) その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

臨時総代会

臨時総代会(平成28年12月16日)において下記事項が付議され原案通り承認されました。

- 決議事項**
- 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 理事の選任の件
 - 第3号議案 退任理事に対する退職功労金贈呈の件

第93期通常総代会

第93期総代会(平成29年6月23日)において下記事項が報告・付議され原案通り承認されました。

- 報告事項** 監事による監査報告
平成29年3月31日現在貸借対照表及び第93期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)業務報告書、損益計算書の件
- 決議事項**
- 第1号議案 法定準備金限度超過額取崩の件
 - 第2号議案 第93期剰余金処分案承認の件
 - 第3号議案 総代候補者選考委員12名選任の件
 - 第4号議案 会員除名の件

総代の氏名 (数字は就任回数) (順不同・敬称略)

第1区 (定員21名)

新宿区

須田 和夫⑥ 金野 博③ 佐々木 実⑦ 吉鶴 志郎⑤ 露木 孝憲⑤ 加納 由雄④ 高橋 昭彦⑥ 穴口 勝彦⑧
 嶋志田隆昭⑤ 矢儀 仁明⑥ 難波 輝守⑨ 飯島 英子⑥ 植木智一郎⑧ 杉下 寿智⑤ 平澤 角治⑧ 黒滝 弘⑥
 矢口 実③ 望田 捷敏② 岩崎 良夫④ 馬場 章夫① 星野 高行①

第2区 (定員13名)

杉並区

伊田 明行⑪ 大澤 喜一⑨ 鈴木 定雄⑫ 井口哲次郎⑦ 中村 代門⑤ 星野 高久③ 田澤 敏夫⑬ 高野 征男⑦
 清水 和幸⑤ 棚部 重夫④ 松尾 恒郎③ 島袋 修一④ 本田 信治①

第3区 (定員24名)

東京都の中、新宿区、杉並区を除く21区

布施 泰朗⑤ 松森 均③ 伊藤 長市⑦ 松岡 捷一⑥ 寺内 正雄⑥ 大沢 良雄⑨ 村上 祐三⑧ 小林 義之⑤
 野口 圭也⑦ 河手 啓一④ 中西 孝雄③ 榎本 武④ 柳澤 賢⑨ 大橋 佑好⑥ 有山 茂明⑤ 岸野 俊六④
 兼村 仁② 須藤 史郎② 大木 昌光⑤ 川口 志朗④ 平石 雅也① 藍川 眞樹① 安見 克夫① 須藤 康司①

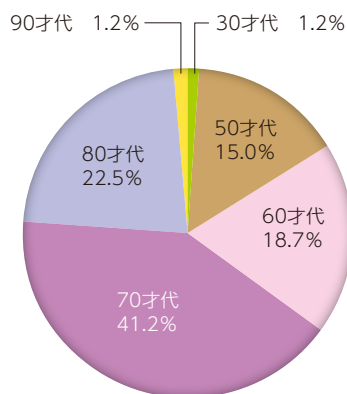
第4区 (定員22名)

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、西東京市、国立市、狛江市、清瀬市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市および埼玉県新座市

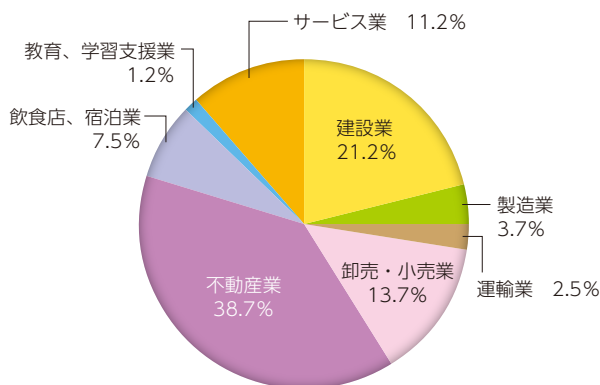
浅野雄一郎⑤ 平沢 勝⑥ 齊藤友之助⑩ 浅野 宗彦⑤ 佐々木大陸⑧ 小菅 誠③ 西村 司④ 竹内 孝義②
 古谷 正志③ 田中 実⑥ 田中 善雄⑦ 松村 一夫⑤ 中田 茂③ 福岡 義昭⑦ 石黒 晴夫① 鈴木 庸夫①
 小野寺 透① 岡庭 伸行① 篠塚 秋夫① 井上今朝文① 村山 忠央① 小熊 陸夫①

総代の属性別構成比

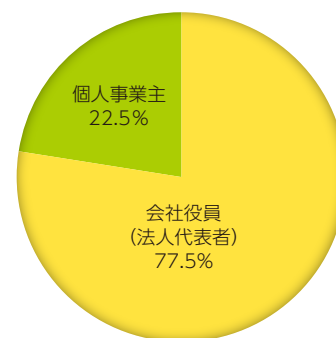
年代別



業種別



職業別



(平成29年6月30日現在)

会員・会員外貸出金

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
会員	91,859	96,925
会員外	2,918	2,258
合計	94,777	99,184

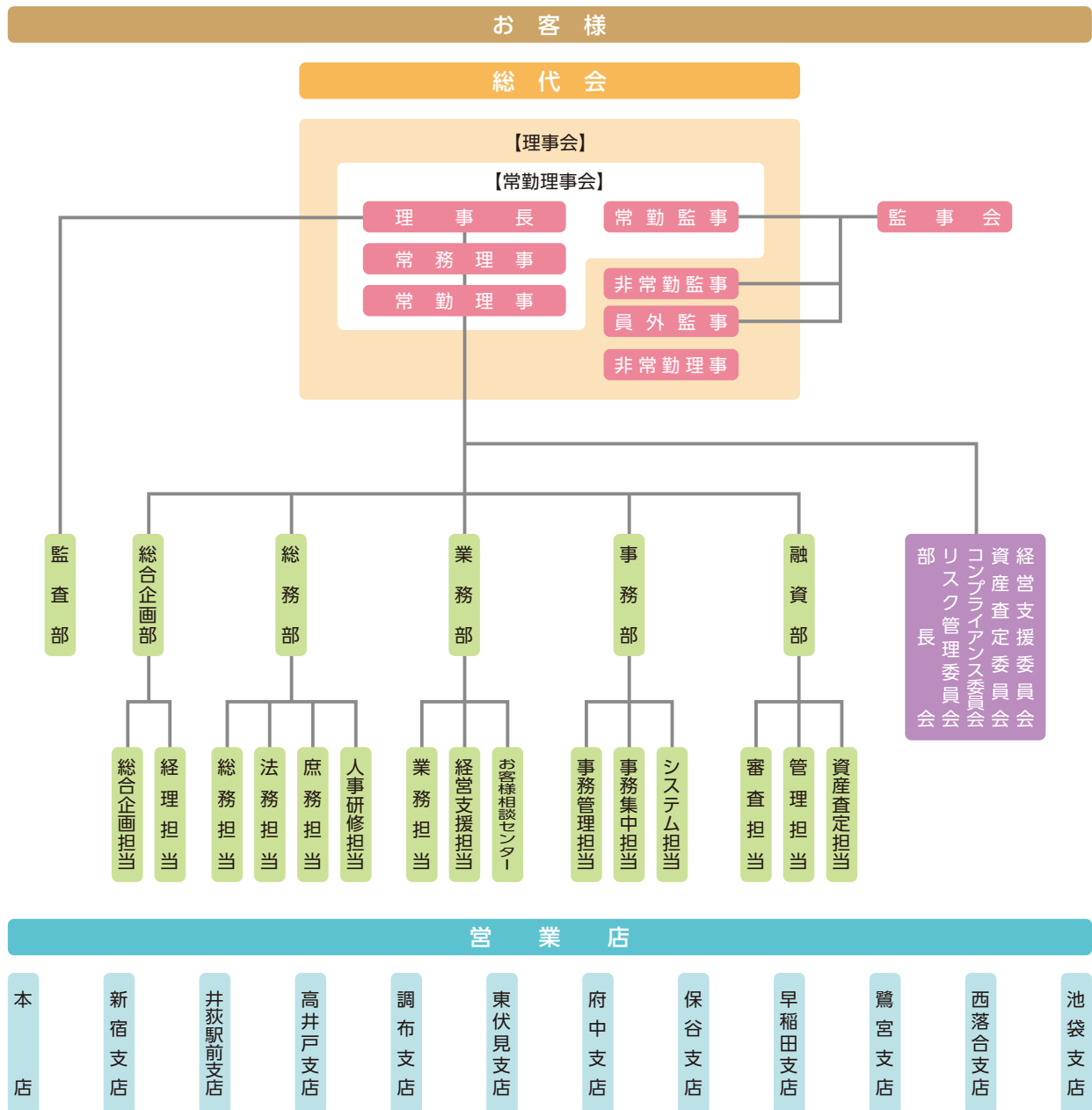
会員・会員外預金

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
会員	58,481	61,844
会員外	93,420	91,942
合計	151,901	153,786

金庫の組織に関する事項

金庫の組織図



(平成29年6月30日現在)

理事・監事の氏名及び役職名

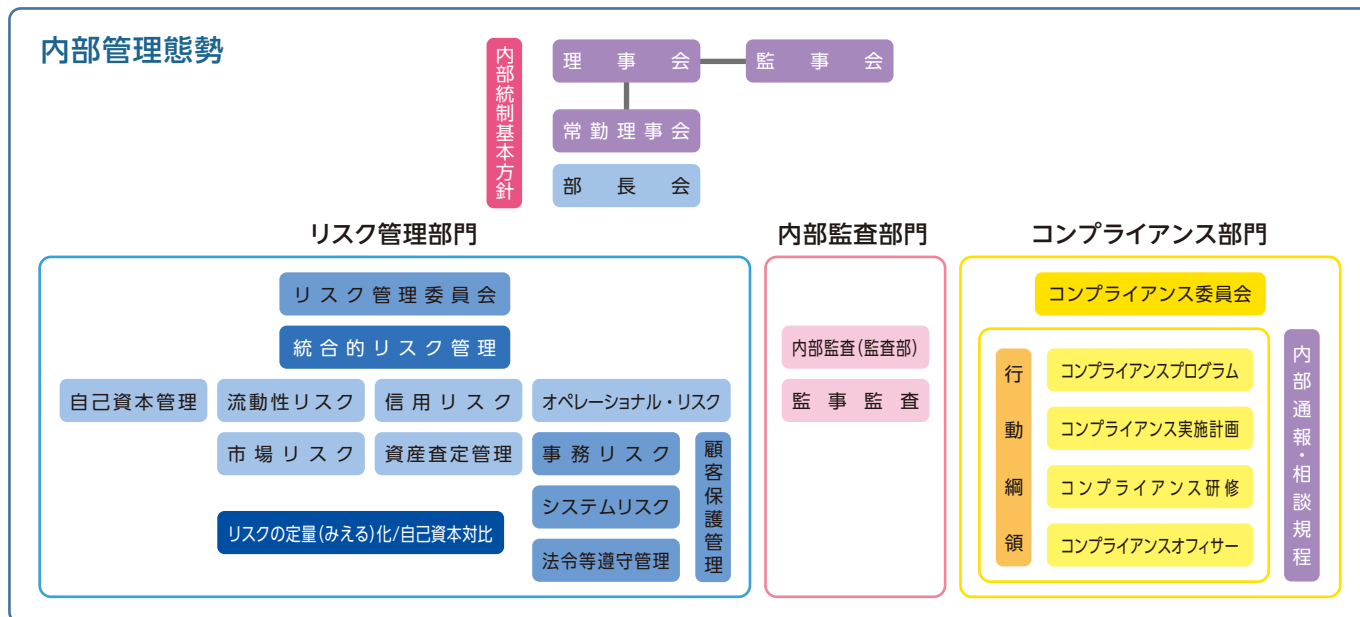
理事長 (代表理事)	吉田 進	常勤理事	岸野 佐一(業務部担当)
常務理事 (代表理事)	浅野 慎一郎(総務部担当) (※1)	非常勤理事	古谷 修
常勤理事	佐古 清隆(事務部・融資部担当)	常勤監事	押見 哲憲
常勤理事	遠藤 豊幸(総合企画部担当)	非常勤監事	佐々木 実
常勤理事	吉野 啓司(監査部担当) (※1)	員外監事	森川 寛行 (※2)

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

内部管理態勢について

当金庫は地域のお客様から信頼され安心してお取引をしていただけるよう公共性と健全性の維持に努めております。また地域金融機関としての役割を全うし、その信頼性、安全性を確保維持するため自ら責任をもって内部管理態勢の確立に努めております。



当金庫は「内部統制基本方針」を制定し、営業担当から独立した「コンプライアンス部門」「内部監査部門」「リスク管理部門」が職務執行状況の検証を行い業務運営にあっています。また金庫の立場からその社会的責任は最も重要であるとの考えから各種法令はもちろん社会的規範や企業倫理を守っていくため、法令遵守(コンプライアンス)態勢の強化を図っております。

当金庫の内部統制基本方針について

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制の整備に係る基本方針を以下のとおり定めています。

1. 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員等の理事からの独立性確保と当該職員に対する監事の指示の実効性確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制の確保
8. 前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職員職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

法令等遵守(コンプライアンス)の体制

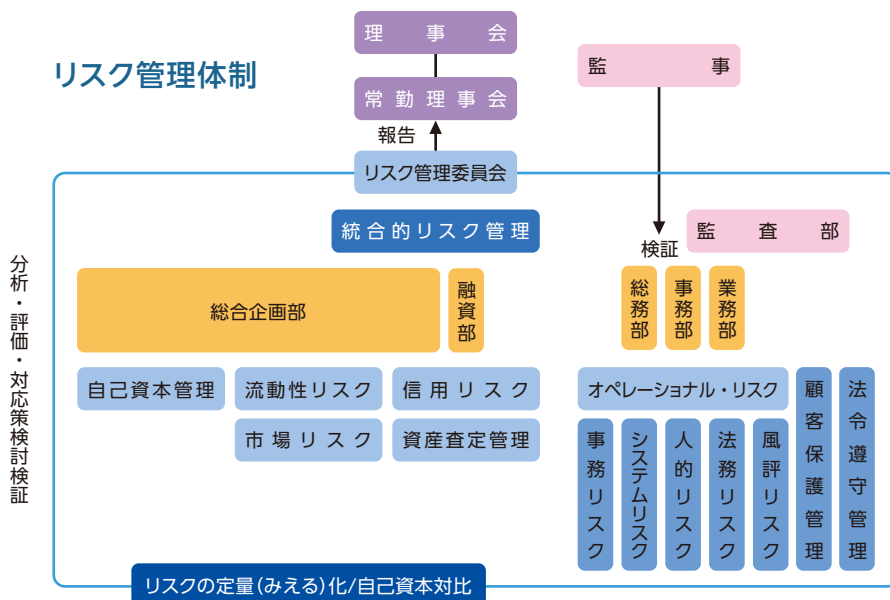
当金庫の法令等遵守の最高決議機関は理事会です。その下に常勤理事会、部長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、不祥事委員会を設置しています。法令等遵守の最高責任者を理事長とし、統括部署は総務部法務担当となり、遵守状況のチェック体制を確立しています。本部各部の責任者は部長、営業店の責任者を店長として、責任者の率先垂範のもと、お客さま保護が私達の使命と自覚し、日々法令等遵守に取り組んでいます。

また、法令等遵守体制の実効性を確保するために『東京三協信用金庫行動綱領』『コンプライアンスプログラム』『コンプライアンスマニュアル』を制定するとともに、『コンプライアンス実施計画』に基づき研修等を実施し役職員の法令等遵守体制の向上に努めています。また企業倫理やコンプライアンスに関する幅広い知識と経験、判断力を持ち合わせた専門家としての認定を受けた『コンプライアンスオフィサー』を全店に配置しその徹底を図っています。また内部通報制度を確立し、積極的に法令違反などを察知し、適切な処理を行う態勢を整備するために『内部通報・相談規程』を定め、法令等遵守体制の適切性を確保しています。

リスク管理体制

社会環境が大きく変化している中で、地域のお客様のお役に立つことを第一義に、経営の健全性の確保と収益性の向上のため適切な業務運営に努めています。業務運営に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握し、その発生の未然防止や影響の最小化、再発防止策などを講じることを重要な課題としています。

リスクとは業務運営上の結果が予測しにくい不確実なものであります。そのリスクに備えながら適切な業務運営を実施するため、過去のデータなどを分析、評価するとともに、定量化による見える化などの対応をとっております。

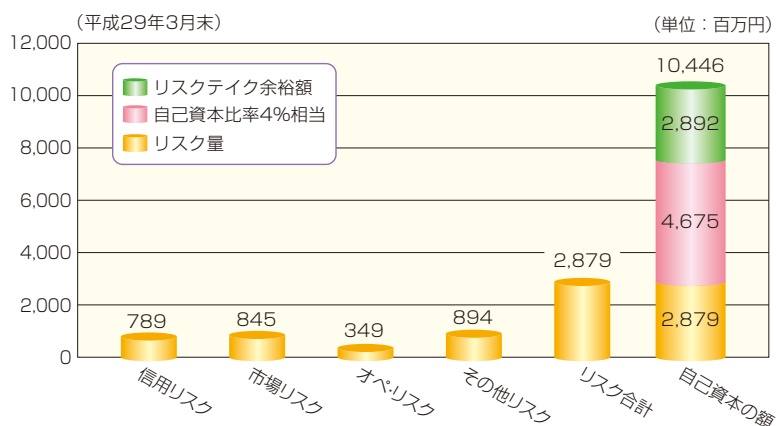


統合的リスク管理

当金庫の自己資本比率は平成29年3月末現在8.93%となっており国内基準の4%を上回っています。

当金庫は経営の健全性を維持、確保することを目的に各種リスクについて、現場で起きている事象などの定性面の問題点分析、対応策の検討や把握可能なリスクの計量化を行い、その合計額を総リスク量として自己資本総額と対比した定量的管理を行っています。

平成29年3月末の当金庫の自己資本の額は10,446百万円となっており、総リスク量および自己資本の国内基準4%相当額をカバーした余裕額は2,892百万円となっています。

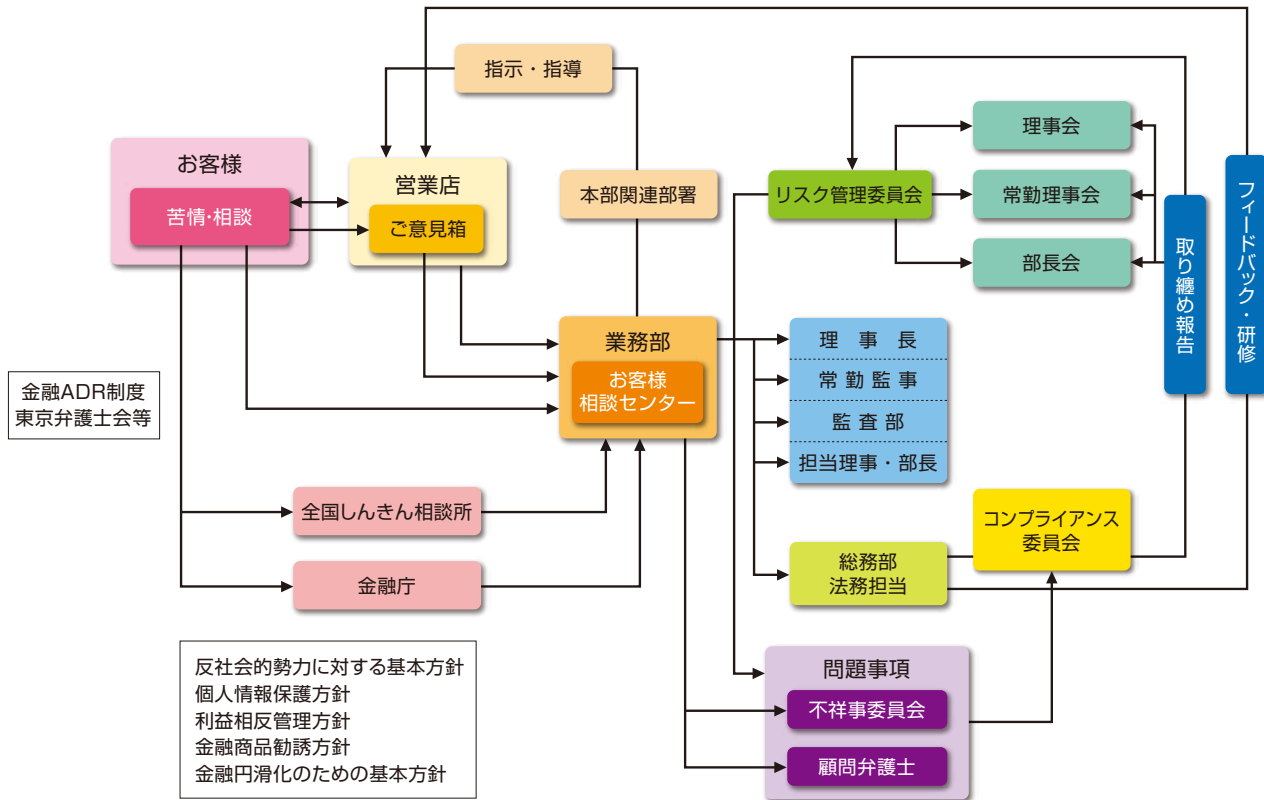


大規模災害や重大なシステムダウン等に対するリスク管理

当金庫では、大規模災害、重大なシステム障害や風評リスク等の不測の事態に対する「危機管理計画対応要領（コンティンジェンシープラン）」を定めています。自然災害発生時には人身の安全等と顧客保護を最優先課題とし、自然災害以外の危機に対しては窓口業務の継続を優先し、早期にリスク回避を図ることを基本方針としています。

顧客保護管理体制

お客さまからの苦情や相談・要望等に適切に対応し、公正かつ誠実に対処し、迅速な対応を心がけ、お客さまの利便性の向上に努めています。また当金庫は『お客様相談センター』を設けフリーダイヤルによりお客さまからのご相談・ご意見・苦情などの受付を行っています。また、全営業店窓口にて『ご意見箱』を設置し、お客さまの声を受け止め、業務改善に努めています。



金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置 および紛争解決措置

当金庫は、お客様からのご要望・苦情等につきまして『営業店』または『お客様相談センター』『Eメール』などで承っております。紛争の解決については当金庫営業日(9時～17時)に『お客様相談センター』『全国しんきん相談所』にご相談いただければ下記弁護士会にお取次ぎいたします。また各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。また東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や案件を移す方法(移管調停)などがあります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ各東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談センターにお尋ねください。

■ お客様相談センター	0120-0889-18	■ 第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588
Eメールアドレス	info@sankyoshinkin.co.jp	■ 第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249
■ 全国しんきん相談所	03-3517-5825	■ 特定非営利活動法人	
■ 東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	証券・金融商品あっせん相談センター	0120-64-5005

※証券業務に関する苦情・紛争は日本証券業協会からあっせん等の委託を受けた『証券・金融商品あっせん相談センター』でも受付けております。

計数・資料編

TOKYO SANKYO
SHINKIN BANK 2017

contents

経営の内容	23
主要な事業の状況を示す指標	29
預金に関する指標	32
貸出金等に関する指標	33
有価証券に関する指標	34
リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況	36
自己資本の充実に関する事項	37
報酬等に関する事項	44
法定開示項目掲載ページ一覧	45

■ 経営の内容 (財務諸表)

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第92期(28.3.31現在)	第93期(29.3.31現在)
(資産の部)		
現 金	2,386	1,990
預け金	37,261	36,074
有価証券	22,935	22,547
国債	1,809	1,664
地方債	1,744	1,416
社債	16,338	17,053
株式	652	754
その他の証券	2,390	1,658
貸出金	94,777	99,184
割引手形	65	64
手形貸付	985	1,534
証書貸付	93,068	96,850
当座貸越	658	734
その他資産	973	928
未決済為替貸	62	70
信金中金出資金	714	714
前払費用	10	10
未収収益	118	111
その他の資産	68	21
有形固定資産	7,782	7,653
建物	1,435	1,371
土地	6,046	6,046
リース資産	34	19
その他の有形固定資産	265	216
無形固定資産	10	37
ソフトウェア	9	34
リース資産	1	-
その他の無形固定資産	0	3
繰延税金資産	279	304
債務保証見返	1,439	1,432
貸倒引当金	△262	△517
(うち個別貸倒引当金)	(△177)	(△343)
資産の部合計	167,584	169,635

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第92期(28.3.31現在)	第93期(29.3.31現在)
(負債の部)		
預金積金	151,901	153,786
当座預金	1,535	1,643
普通預金	52,229	54,504
貯蓄預金	89	80
通知預金	1	50
定期預金	84,528	83,293
定期積金	13,129	13,798
その他の預金	388	415
借入金	211	417
借入金	211	417
その他負債	564	521
未決済為替借	57	66
未払費用	63	57
給付補填備金	14	13
未払法人税等	87	57
前受収益	38	51
払戻未済金	7	8
払戻未済持分	2	2
職員預り金	102	89
リース債務	35	19
資産除去債務	44	45
その他の負債	111	108
賞与引当金	41	42
退職給付引当金	442	412
役員退職慰労引当金	153	125
睡眠預金払戻損失引当金	5	6
偶発損失引当金	13	9
再評価に係る繰延税金負債	1,148	1,148
債務保証	1,439	1,432
負債の部合計	155,921	157,902
(純資産の部)		
出資金	1,096	1,087
普通出資金	1,096	1,087
利益剰余金	8,082	8,159
利益準備金	1,103	1,096
その他利益剰余金	6,979	7,062
特別積立金	5,090	5,190
(NFS 積立金)	(250)	(250)
(事務機械化積立金)	(20)	(20)
(職員教育積立金)	(20)	(20)
(経営安定化積立金)	(2,000)	(2,000)
(店舗建築積立金)	—	(100)
当期末処分剰余金	1,889	1,872
処分未済持分	△22	△24
会員勘定合計	9,157	9,221
その他有価証券評価差額金	144	149
土地再評価差額金	2,361	2,361
評価・換算差額等合計	2,505	2,511
純資産の部合計	11,662	11,733
負債及び純資産の部合計	167,584	169,635

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については総平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年~65年
その他	2年~50年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接控除後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、各営業店(営業関連部署)のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は609百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ①制度全体の積立状況に関する事項(平成28年3月31日現在)

年金資産の額	1,605,568百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,403百万円
差引額	△176,835百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成28年3月分)

	0.0810%
--	---------
 - ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高229,190百万円及び別途積立金52,355百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金16百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方法によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権・債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,400百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は64百万円、延滞債権額は3,064百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は46百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金庫の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,175百万円であります。

なお、16から19に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 土地の再評価は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は64百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	518百万円
	預け金	1,000百万円
	その他資産	3百万円
担保資産に対応する債務	別段預金	29百万円
	普通預金	4百万円
	借入金	417百万円

上記のほか、為替決済の取引の保証金として、定期預け金2,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準価額に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △374百万円
- 出資1口当たりの純資産額 551円92銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。
 - (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当金庫は、融資諸規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、与信情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会にてチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及び諸要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、BPV分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会及び理事会に報告しております。
 - (ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。
 - (iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日、信頼期間99%、観測期間5年)により算出しております。

当金庫は、計測した総リスク量と自己資本総額との対比によるリスク状況の把握・管理をしており、平成29年3月31日(当事業年度の決算日)現在の当金庫の自己資本総額10,446百万円に対し、市場リスク量(損失額の推計値)は845百万円、その他のリスク量を合わせた全体は2,879百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - (v)資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	36,074	36,164	89
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,613	1,612	△0
その他有価証券	20,924	20,924	-
(3) 貸出金(*1)	99,184		
貸倒引当金(*2)	△517		
	98,667	99,885	1,218
金融資産計	157,280	158,587	1,307
(1) 預金積金	153,786	153,867	80
(2) 借入金(*1)	417	404	△13
金融負債計	154,204	154,271	66

(*1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26と27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

当金庫の借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	714
合 計	723

(*1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	26,574	9,500	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	1,613
その他有価証券のうち満期があるもの	3,279	9,044	6,819	890
貸出金(*2)	17,480	25,574	20,278	34,165
合 計	47,334	44,119	27,098	36,669

(*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの及び期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	138,849	14,935	0	1
借入金	-	-	191	226
合 計	138,849	14,935	191	228

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以

下、27.も同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-
	外国証券	613	662	49
	小計	613	662	49
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	300	290	△9
	外国証券	700	659	△40
	小計	1,000	950	△49
合計		1,613	1,612	△0

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	503	415	88
	債券	17,235	16,994	240
	国債	1,664	1,601	62
	地方債	1,416	1,382	34
	社債	14,154	14,010	144
	その他	344	336	8
	小計	18,084	17,747	337
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	241	252	△10
	債券	2,598	2,629	△31
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	2,598	2,629	△31
	その他	-	-	-
小計	2,840	2,882	△42	
合計		20,924	20,629	295

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	362	68	1
合計	362	68	1

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,683百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が712百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸出金有税償却	189百万円
退職給付引当金	115
貸倒引当金	52
役員退職慰労引当金	34
賞与引当金	11
その他	28
繰延税金資産小計	431
評価性引当額	△66
繰延税金資産合計	365
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	58
有形固定資産	3
繰延税金資産の純額	304

30. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による影響は軽微であります。

31. 追加情報

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

32. 重要な後発事象(重要な資産の譲渡)

当金庫は下記のとおり固定資産を譲渡いたしました。

(1) 譲渡の理由

店舗効率を高め経営体質をより強固なものとするために、平成29年4月21日に板橋支店を廃止し池袋支店に統合したことによります。

(2) 譲渡先

譲渡先は国内法人1社ですが、譲渡先との守秘義務により公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当金庫の間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(3) 譲渡資産の種類、譲渡前の用途

種類：土地及び建物(所在地：東京都板橋区宮本町68-8)
用途：店舗

(4) 譲渡日

平成29年5月15日

(5) 今後の見通し

当該固定資産の譲渡により、平成30年3月期(第94期)において固定資産売却益243百万円を特別利益として計上する予定であります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第92期(27.4.1~28.3.31)	第93期(28.4.1~29.3.31)
経常収益	2,681,671	2,583,488
資金運用収益	2,340,154	2,160,134
貸出金利息	2,024,233	1,905,761
預け金利息	89,853	72,194
有価証券利息配当金	192,823	150,551
その他の受入利息	33,243	31,627
役務取引等収益	222,871	225,010
受入為替手数料	93,819	93,398
その他の役務収益	129,052	131,611
その他業務収益	9,260	20,675
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	33	125
その他の業務収益	9,226	20,550
その他経常収益	109,385	177,667
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	62,748	22,000
株式等売却益	41,039	68,810
その他の経常収益	5,596	86,856
経常費用	2,460,436	2,443,048
資金調達費用	104,800	79,127
預金利息	95,846	69,098
給付補填備金繰入額	7,134	7,647
借入金利息	1,117	1,688
その他の支払利息	701	692
役務取引等費用	60,172	63,242
支払為替手数料	27,826	27,972
その他の役務費用	32,346	35,269
その他業務費用	1,279	2,184
外国為替売買損	202	14
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	11	45
その他の業務費用	1,065	2,124
経 費	2,094,416	1,984,500
人件費	1,342,429	1,299,325
物件費	679,139	610,185
税 金	72,848	74,988
その他経常費用	199,767	313,994
貸倒引当金繰入額	157,581	296,033
貸出金償却	28,092	6,472
株式等売却損	—	1,243
その他の経常費用	14,093	10,244
経常利益	221,234	140,440

(単位：千円)

科 目	第92期(27.4.1~28.3.31)	第93期(28.4.1~29.3.31)
特別利益	38,203	220
固定資産処分益	37,974	—
その他の特別利益	228	220
特別損失	1,866	366
固定資産処分損	1,734	223
その他の特別損失	132	143
税引前当期純利益	257,571	140,294
法人税、住民税及び事業税	92,541	57,866
法人税等調整額	3,718	△26,335
法人税等合計	96,260	31,531
当期純利益	161,311	108,762
繰越金(当期首残高)	1,683,040	1,763,875
土地再評価差額金取崩額	44,759	—
当期末処分剰余金	1,889,111	1,872,637

【損益計算書の注記】

- 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.子会社との取引はありません。
- 3.出資1口当たり当期純利益金額 5円05銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第92期(27.4.1~28.3.31)	第93期(28.4.1~29.3.31)
当期末処分剰余金	1,889,111,232	1,872,637,711
法定準備金限度超過取崩額	7,275,250	8,887,300
計	1,896,386,482	1,881,525,011
剰余金処分額	132,511,446	82,137,235
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年 3.0%) 32,511,446	(年 3.0%) 32,137,235
特別積立金	100,000,000	50,000,000
(店舗建築積立金)	(100,000,000)	(50,000,000)
繰越金(当期末残高)	1,763,875,036	1,799,387,776

(注) 剰余金処分計算書は第92期は平成28年6月23日に、第93期は平成29年6月23日の総代会にて承認を受けております。

平成27年度及び28年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監事の監査並びに太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

平成28年度における貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書(以下財務諸表という。)の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成29年6月23日

理事長

吉田 進

■ 主要な事業の状況を示す指標

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	2,667,930千円	2,800,411千円	2,631,950千円	2,681,671千円	2,583,488千円
業務純益	350,132千円	218,191千円	258,729千円	298,930千円	224,490千円
経常利益	116,023千円	207,923千円	254,237千円	221,234千円	140,440千円
当期純利益	94,563千円	152,019千円	154,318千円	161,311千円	108,762千円
出資総額	1,114百万円	1,111百万円	1,103百万円	1,096百万円	1,087百万円
出資総口数	22,281千口	22,223千口	22,072千口	21,927千口	21,749千口
会員数	12,125会員	11,991会員	12,032会員	11,868会員	11,607会員
純資産額	11,355百万円	11,510百万円	11,706百万円	11,630百万円	11,592百万円
総資産額	148,206百万円	153,822百万円	162,346百万円	166,144百万円	168,203百万円
預金積金残高	134,532百万円	139,913百万円	148,403百万円	151,901百万円	153,786百万円
貸出金残高	89,773百万円	90,556百万円	94,792百万円	94,777百万円	99,184百万円
有価証券残高	21,397百万円	20,042百万円	20,509百万円	22,935百万円	22,547百万円
単体自己資本比率	10.48%	10.33%	9.65%	9.42%	8.93%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	2円	2円	2円	1.5円	1.5円
役員数	10名	9名	9名	9名	10名
うち常勤役員数	7名	6名	7名	7名	7名
職員数	205名	195名	189名	185名	174名

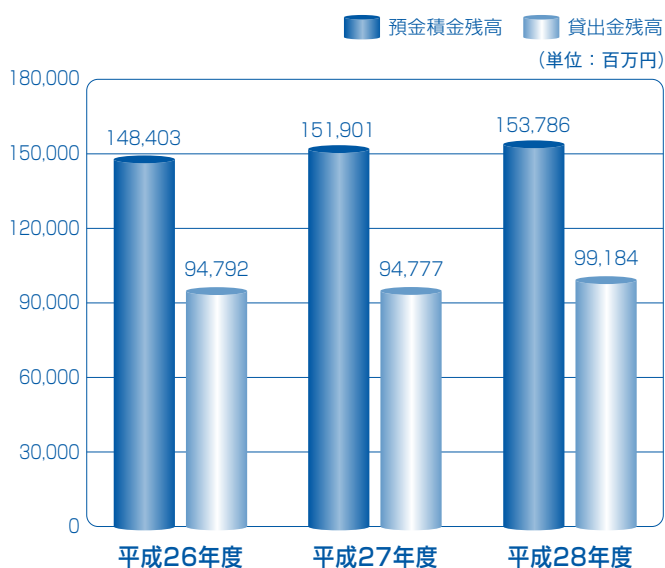
(注) 「単体自己資本比率」は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されておりますが、平成24年度以前においては旧告示に基づく算出、平成25年度以降においては新告示に基づく算出を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

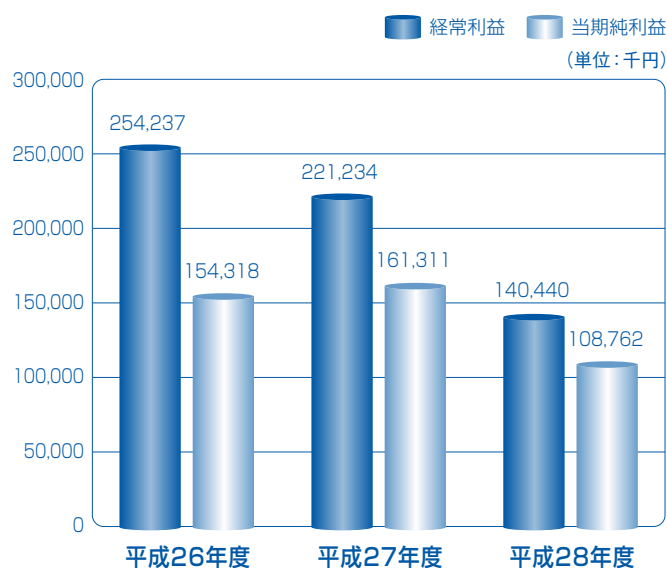
※純資産額は総代会承認後の出資配当による外部流出を控除した後の金額を記載しています。

※総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

預金積金と貸出金の推移



損益の推移



業務粗利益

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
資金運用収支	2,235,353	2,081,007
資金運用収益	2,340,154	2,160,134
資金調達費用	104,800	79,127
役務取引等収支	162,699	161,768
役務取引等収益	222,871	225,010
役務取引等費用	60,172	63,242
その他の業務収支	7,981	18,491
その他業務収益	9,260	20,675
その他業務費用	1,279	2,184
業務粗利益	2,406,033	2,261,266
業務粗利益率	1.54%	1.43%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

科 目	平均残高		利 息		利回り	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
資金運用勘定	155,556	157,672	2,340,154	2,160,134	1.50	1.37
うち貸出金	94,720	96,068	2,024,233	1,905,761	2.13	1.98
うち預け金	38,521	39,423	89,853	72,194	0.23	0.18
うち有価証券	21,710	21,452	192,823	150,551	0.88	0.70
資金調達勘定	152,065	154,016	104,800	79,127	0.06	0.05
うち預金積金	151,723	153,495	102,981	76,746	0.06	0.04
うち借入金	195	395	1,117	1,688	0.57	0.42

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成27年35百万円、平成28年36百万円)を控除して表示しております。

利鞘

(単位：%)

科 目	平成27年度	平成28年度
資金運用利回	1.50	1.37
資金調達原価率	1.42	1.31
総資金利鞘	0.07	0.05

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
役務取引等収益	222,871	225,010
受入為替手数料	93,819	93,398
その他の受入手数料	129,052	131,611
役務取引等費用	60,172	63,242
支払為替手数料	27,826	27,972
その他の支払手数料	2,232	2,219
その他の役務取引等費用	30,113	33,049

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

科 目	平成27年度	平成28年度
総資産経常利益率	0.13	0.08
総資産当期純利益率	0.09	0.06

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	平成27年度			平成28年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	114,210	△32,064	82,146	35,419	△215,438	△180,019
うち貸出金	73,395	11,231	84,626	28,811	△147,283	△118,472
うち預け金	7,213	△14,021	△6,808	2,105	△19,764	△17,659
うち有価証券	10,080	△3,116	6,964	△2,294	△39,978	△42,272
支払利息	4,343	5,810	10,153	2,250	△27,923	△25,673
うち預金積金	4,327	4,692	9,019	1,202	△27,436	△26,234
うち借入金	—	1,117	1,117	1,141	△570	570

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。

その他の業務利益の内訳

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度
その他業務収益(A)	9,260	20,675
うち外国為替売買益	—	—
うち国債等債券売却益	—	—
うち国債等債券償還益	33	125
その他業務費用(B)	1,279	2,184
うち外国為替売買損	—	—
うち国債等債券売却損	—	—
うち国債等債券償還損	11	45
その他業務利益(A)－(B)	7,981	18,491

経費の内訳

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度
人件費	1,342,429	1,299,325
報酬給与手当	1,034,993	1,001,950
退職給付費用	53,038	37,228
その他	254,398	260,147
物件費	679,139	610,185
事務費	260,755	229,531
固定資産費	113,836	99,395
事業費	83,063	54,520
人事厚生費	15,516	14,607
固定資産償却	146,523	149,689
その他	59,444	62,440
税金	72,848	74,988
合 計	2,094,416	1,984,500

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科 目	平成27年度	平成28年度	
預 貸 率	期 末 値	62.39	64.49
	期 中 平 均 値	62.42	62.58

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科 目	平成27年度	平成28年度	
預 証 率	期 末 値	15.09	14.66
	期 中 平 均 値	14.30	13.97

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
流動性預金	52,655	54,814
うち有利息預金	48,071	49,706
定期性預金	98,806	98,400
うち固定金利定期預金	85,369	85,210
うち変動金利定期預金	8	6
その他	262	280
合計	151,723	153,495

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 4. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
定期預金	84,528	83,293
固定金利定期預金	84,521	83,288
変動金利定期預金	7	4

預金者別残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	平成27年度		平成28年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	119,111	78.4	116,224	75.5
法人	32,790	21.5	37,562	24.4
内 一般法人	29,860	19.6	33,355	21.6
内 金融機関	909	0.6	762	0.4
内 公 金	2,020	1.3	3,444	2.2
合計	151,901	100.0	153,786	100.0

科目別預金残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

科目	平成27年度		平成28年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	1,535	1.0	1,643	1.0
普通預金※	52,229	34.3	54,504	35.4
貯蓄預金	89	0.0	80	0.0
通知預金	1	0.0	50	0.0
納税準備預金	40	0.0	44	0.0
別段預金	348	0.2	371	0.2
定期預金	84,528	55.6	83,293	54.1
定期積金	13,129	8.6	13,798	8.9
合計	151,901	100.0	153,786	100.0

※うち決済用預金（普通預金無利息型）の残高は、平成27年度：3,402百万円、平成28年度：4,046百万円です。

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
財形貯蓄残高	5	4

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
手形貸付	1,396	994
証書貸付	92,569	94,365
当座貸越	666	638
割引手形	87	69
合計	94,720	96,068

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
貸出金	94,777	99,184
変動金利	67,434	68,146
固定金利	27,343	31,038

担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
当金庫預金積金	2,076	1,888
不動産	73,672	76,324
信用保証協会・信用保険	4,924	4,641
保証	108	259
信用	13,995	16,070
合計	94,777	99,184

担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度
当金庫預金積金	-	-
不動産	1,431	1,427
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	1	0
信用	7	3
合計	1,439	1,432

使途別の貸出金残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	平成27年度		平成28年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	64,881	68.4	68,009	68.5
運転資金	29,896	31.5	31,175	31.4
合計	94,777	100.0	99,184	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：残高 百万円、構成比 %)

業種区分	平成27年度			平成28年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	87	1,226	1.2	81	1,397	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	1	84	0.0	1	68	0.0
建設業	228	4,680	4.9	212	5,032	5.0
情報通信業	24	280	0.2	23	524	0.5
運輸業、郵便業	16	563	0.5	15	542	0.5
卸売業、小売業	197	4,220	4.4	187	4,323	4.3
金融業、保険業	11	1,835	1.9	12	1,448	1.4
不動産業	643	53,709	56.6	671	58,886	59.3
物品賃貸業	3	69	0.0	3	67	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	58	776	0.8	54	834	0.8
宿泊業	41	7,299	7.7	39	7,283	7.3
飲食業	146	1,866	1.9	135	1,757	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	88	2,098	2.2	89	999	1.0
教育、学習支援業	14	454	0.4	16	431	0.4
医療、福祉	40	727	0.7	40	858	0.8
その他のサービス	101	1,731	1.8	98	1,665	1.6
個人	1,801	13,151	13.8	1,697	13,063	13.1
合計	3,499	94,777	100.0	3,373	99,184	100.0

(注) 1.個人の貸出金残高には各業種の消費資金残高を含んでいます。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

商品有価証券 商品有価証券はございません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め の無いもの	合計
国債	平成27年度	121	207	476	425	578	—	—	1,809
	平成28年度	101	363	419	419	361	—	—	1,664
地方債	平成27年度	299	202	—	—	723	518	—	1,744
	平成28年度	—	201	—	—	719	495	—	1,416
社債	平成27年度	2,651	5,696	4,971	1,226	1,688	103	—	16,338
	平成28年度	3,178	4,841	3,219	2,232	2,886	695	—	17,053
株式	平成27年度	—	—	—	—	—	—	652	652
	平成28年度	—	—	—	—	—	—	754	754
外国証券	平成27年度	—	—	—	—	—	2,253	—	2,253
	平成28年度	—	—	—	—	200	1,313	—	1,513
その他の証券	平成27年度	—	—	—	—	—	—	137	137
	平成28年度	—	—	—	—	—	—	144	144
合計	平成27年度	3,072	6,106	5,448	1,652	2,990	2,874	790	22,935
	平成28年度	3,279	5,406	3,638	2,651	4,167	2,504	899	22,547

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
国債	1,673	1,673
地方債	1,321	1,487
社債	15,469	15,895
株式	627	646
外国証券	2,482	1,611
その他の証券	136	136
合計	21,710	21,452

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 売買目的有価証券はございません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	平成27年度			平成28年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	299	301	1	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	外国証券	1,153	1,279	126	613	662
	小計	1,452	1,581	128	613	662
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	300	290
	外国証券	1,100	1,079	△20	700	659
	小計	1,100	1,079	△20	1,000	950
合計	2,552	2,661	108	1,613	1,612	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成27年度			平成28年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	279	216	63	503	415	88
	債 券	19,090	18,772	318	17,235	16,994	240
	国 債	1,809	1,722	87	1,664	1,601	62
	地 方 債	1,444	1,400	44	1,416	1,382	34
	社 債	15,836	15,650	186	14,154	14,010	144
	外国証券	—	—	—	200	200	0
	そ の 他	137	136	0	144	136	7
	小 計	19,507	19,125	381	18,084	17,747	337
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	312	340	△28	241	252	△10
	債 券	502	508	△6	2,598	2,629	△31
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	502	508	△6	2,598	2,629	△31
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	814	849	△34	2,840	2,882	△42
合 計	20,322	19,975	347	20,924	20,629	295	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、優先出資です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

子会社・子法人等株式はございません。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	60	9
合 計	60	9

金銭の信託 取扱はございません。

外国為替取扱高 取扱はございません。

関連会社 該当する関連会社はございません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引、先物外国為替取引等の取扱はございません。

リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

当金庫は情報開示の重要性を鑑みて、開示基準の透明性を向上させるとの観点から、信用金庫法に基づく開示基準であるリスク管理債権においては、破綻先・実質破綻先・破綻懸念先の債務者にかかる貸出金について、すべて破綻先債権・延滞債権として開示し、要注先先の債務者にかかる貸出金のうち3ヵ月以上延滞している債権、貸出条件を緩和している債権を3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権として開示しています。リスク管理債権の対象債権は貸出金ですが金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)による開示では、貸出金以外の債権(債務保証見返、計上未収利息等)も対象とされており、その対象債権の差異を除くと、ほぼ同一の債権をあらわすこととなります。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率%(B+C)/(A)	
破綻先債権	平成27年度	87	85	2	100.00
	平成28年度	64	62	2	100.00
延滞債権	平成27年度	3,284	3,070	175	98.84
	平成28年度	3,064	2,715	341	99.75
3ヵ月以上延滞債権	平成27年度	61	61	8	100.00
	平成28年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成27年度	51	30	7	73.87
	平成28年度	46	29	4	71.74
合計	平成27年度	3,484	3,247	193	98.77
	平成28年度	3,175	2,807	347	99.34

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
 3. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 4. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、上記3.の破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金を除いた自己査定上の実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
 5. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 7. 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
 8. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 9. 保全率は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。計算上100%を超える場合も100%を上限として表示しております。
 10. 当金庫では、従来は法人税法の基本通達により債権の直接償却を行っておりましたが、平成11年度より自己査定で無価値または回収不能(IV分類)と判断された債権については、直接償却と部分直接償却による減額を行っております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
			担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)			
金融再生法上の不良債権	平成27年度	3,501	3,455	3,262	193	98.71	81.14
	平成28年度	3,189	3,168	2,821	347	99.34	94.35
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年度	1,513	1,513	1,478	35	100.00	100.00
	平成28年度	2,077	2,077	1,751	326	100.00	100.00
危険債権	平成27年度	1,875	1,834	1,692	142	97.84	77.88
	平成28年度	1,065	1,058	1,041	16	99.28	68.95
要管理債権	平成27年度	112	107	91	16	95.84	77.52
	平成28年度	46	33	29	4	71.74	24.08
正常債権	平成27年度	92,767					
	平成28年度	97,475					
合計	平成27年度	96,268					
	平成28年度	100,665					

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 4. 「要管理債権」とは、自己査定において要注先に区分された債務者に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 6. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

自己資本の充実に関する事項

自己資本の概要

当金庫の自己資本は、特別積立金、繰越金等利益の積み上げによるものを主としています。平成28年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

【自己資本の構成及び単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項目	平成27年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,124		9,189	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,096		1,087	
うち、利益剰余金の額	8,082		8,159	
うち、外部流出予定額 (△)	32		32	
うち、上記以外に該当するものの額	△22		△24	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	85		174	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	85		174	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,263		1,105	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,473		10,469	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	6	22	14
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	6	22	14
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4		22	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ))/(ハ)	10,468		10,446	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	106,569		112,513	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△153		455	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	6		14	
うち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	△2,521		△1,920	
うち、上記以外に該当するものの額	2,361		2,361	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,491		4,374	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	111,061		116,888	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.42%		8.93%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	東京三協信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,087 百万円

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

【信用リスク・アセット及び所要自己資本の額】

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計(オフ・バランス含む)	106,569	4,262	112,513	4,500
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	106,723	4,268	112,058	4,482
1. ソブリン向け	69	2	57	2
2. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,937	397	9,170	366
3. 法人等向け	18,360	734	20,232	809
4. 中小企業等・個人向け	3,408	136	3,372	134
5. 抵当権付住宅ローン	1,693	67	1,650	66
6. 不動産取得等事業向け	48,181	1,927	53,920	2,156
7. 三月以上延滞等	1,587	63	1,300	52
8. 取立未済手形	12	0	14	0
9. 信用保証協会等による保証付	290	11	288	11
10. 出資等	631	25	678	27
出資等のエクスポージャー	631	25	678	27
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
11. 上記以外	22,550	902	21,373	854
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,201	168	3,201	128
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	851	34	851	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	839	33	905	36
上記以外のエクスポージャー	16,657	666	16,415	656
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(オリジネーターの場合)	-	-	-	-
(オリジネーター以外の場合)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,367	94	2,376	95
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,521	△100	△1,920	△76
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,491	179	4,374	174
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	111,061	4,442	116,888	4,675

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクを計測するため、当金庫が貸出金の将来の貸倒を見込んで損失として処理している部分(引当・償却)を除いた、想定外の損失額や担保下落リスクを算出し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、毎月開催しているリスク管理委員会で協議・報告を行い、理事会への報告を行っています。また、必要に応じて常勤理事会または理事会で協議する態勢を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高】

<業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他					
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
製造業	2,971	4,232	1,251	1,411	1,403	2,504	-	-	316	316	129	28
農業、林業	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	84	68	84	68	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	4,913	5,209	4,913	5,209	-	-	-	-	-	-	17	36
電気・ガス・熱供給・水道業	200	400	-	-	200	400	-	-	-	-	-	-
情報通信業	586	1,081	281	524	300	500	-	-	5	56	-	-
運輸業、郵便業	1,147	1,184	570	550	525	582	-	-	50	50	-	-
卸売業、小売業	4,742	4,966	4,241	4,365	500	600	-	-	-	-	24	0
金融業、保険業	53,293	49,484	1,854	1,466	13,468	11,520	-	-	37,969	36,497	-	-
不動産業	57,340	62,918	57,241	62,619	99	299	-	-	-	-	742	652
物品賃貸業	88	85	88	85	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	838	887	838	887	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	7,309	7,290	7,309	7,290	-	-	-	-	-	-	58	55
飲食業	2,197	2,012	2,197	2,012	-	-	-	-	-	-	19	18
生活関連サービス業、娯楽業	2,421	1,499	2,221	1,099	200	400	-	-	-	-	1	1
教育、学習支援業	456	433	456	433	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1,015	1,130	1,015	1,130	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,882	1,867	1,881	1,815	-	-	-	-	0	52	20	19
国・地方公共団体等	5,188	4,922	-	-	4,864	4,351	-	-	324	570	-	-
個人	11,143	12,214	11,143	12,214	-	-	-	-	-	-	263	161
その他	11,199	10,685	146	162	300	300	-	-	10,752	10,222	-	-
業種別合計	169,022	172,576	97,739	103,348	21,863	21,461	-	-	49,419	47,766	1,275	973
1年以下	36,289	44,533	16,660	18,201	3,094	3,294	-	-	16,534	23,037	-	-
1年超3年以下	37,606	32,285	14,556	17,425	6,050	5,360	-	-	17,000	9,500	-	-
3年超5年以下	15,611	13,733	10,241	10,157	5,369	3,576	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	11,096	11,817	9,505	9,203	1,590	2,613	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	16,012	15,324	11,106	11,202	2,905	4,121	-	-	2,000	-	-	-
10年超	36,430	37,920	33,577	35,425	2,853	2,494	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	15,975	16,962	2,090	1,733	-	-	-	-	13,885	15,229	-	-
残存期間別合計	169,022	172,576	97,739	103,348	21,863	21,461	-	-	49,419	47,766	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。なお、信用保証協会による保証付エクスポージャーは含まれていません。

3. 業種区分「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. 残存期間別で延滞貸付は「期間の定めのないもの」に計上しています。

6. 貸出金・債券は計上未収利息を含みます。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成27年度	40	85	－	40	85
	平成28年度	85	174	－	85	174
個別貸倒引当金	平成27年度	97	177	32	64	177
	平成28年度	177	343	41	135	343
合計	平成27年度	137	262	32	105	262
	平成28年度	262	517	41	221	517

【貸出金償却の額】

(単位：千円)

平成27年度	57,649
平成28年度	48,392

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

(単位：百万円)

区分	平成27年度					平成28年度				
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額*	期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額*	期末残高	
製造業	37	11	37	11	32	11	3	11	3	3
建設業	2	38	2	38	5	38	－	38	－	38
卸売業、小売業	－	3	－	3	14	3	－	3	－	3
不動産業	17	99	17	99	3	99	327	99	327	－
宿泊業	3	3	3	3	0	3	2	3	2	2
飲食業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
生活関連サービス業、娯楽業	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－
個人	33	21	33	21	0	21	9	21	9	0
合計	97	177	97	177	57	177	343	177	343	48

(注) 1. 当期増加額は全額洗替え方式のため、期末残高と同一になっております。

* 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	－	13,741	－	13,805
10%	－	3,621	－	3,442
20%	51,043	175	47,066	179
30%	－	－	－	－
35%	－	4,798	－	4,679
50%	1,869	101	3,510	82
75%	－	4,506	－	4,465
100%	1,001	86,987	2,104	92,107
150%	－	839	－	772
200%	－	－	－	－
250%	－	335	－	362
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	53,914	115,107	52,681	119,895

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資規程」「融資事務取扱要領」「不動産担保評価要綱」「有価証券査定基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金や独立行政法人住宅金融支援機構があり、信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの状況】

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,092	1,863	2,027	1,567	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	1,036	963	—	—	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	540	547	678	294	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	981	966	110	90	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	16	9	139	125	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	370	267	1	0	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	0	0	26	—	—	—	—	—
⑧上記以外	182	72	35	92	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫の具体的な派生商品取引における、市場リスク及び信用リスクの影響は限定的であります。なお、お客さまとの取引については、派生商品取引を取り扱っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などを裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫において該当する取引はございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的事象により当金庫が被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、理事会への報告を行っております。また、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測により定期的に計測を行い、リスク管理委員会で報告・協議をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

当金庫の銀行勘定の金利リスク量は以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法	「再評価方式」(金利ショック時の理論価格を求め、そこから現在の理論価格を引き、価格差を求める方式)により計測しております。		
コア預金の算定	コア預金とは期間の定めのない預金のうち、引き出されること無く長期間滞留する預金のことです。		
	対象	流動性預金のうち、金利感応性があるものを対象としています。(普通・貯蓄預金等)	
	算定方法	①過去5年間の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残から差引いた残高、③現在残高の50%相当額、以上の3つのうち、最小の額である③を計上しております。	
	満期	1～5年以内の期間に均等配分(平均2.5年)しております。	
金利リスク計測の対象資産・負債	当金庫の全資産・負債のうち金利感応性を持つものすべてを対象としております。(預貸金、有価証券、預け金等)		
金利ショック幅	200BP 平行移動(200BP=2%)		
リスク計測の頻度	月次で計測しております。		

【金利ショック(200BP)による銀行勘定の金利リスク量】(経済価値の増減額)

(単位:百万円)

金利ショック幅(200BP平行移動)					
運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成27年度	平成28年度		平成27年度	平成28年度
貸出金	1,579	1,655	定期性預金	△1,581	△1,436
有価証券等	2,018	2,019	要求払預金(コア預金)	△1,316	△1,372
預け金	1,131	513	借入金	△40	△102
その他	—	—	その他	—	—
運用勘定合計(A)	4,729	4,188	調達勘定合計(B)	△2,938	△2,911

※200BP=2%(1BP=0.01%)

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
銀行勘定の金利リスク(A)+(B)	1,791	1,277
銀行勘定の金利リスク/自己資本総額	17.11%	12.22%

(注)1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2.要求払預金(普通預金等)の金利リスク量は、「コア預金」を定義することにより算出しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

信用金庫法施行令第十一条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（出資等）に関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の株価等の下落を想定し発生する予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてリスク管理委員会並びに常勤理事会に報告するとともに投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等】

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	平成27年度	-	-	694	729	35	63	28
	平成28年度	-	-	757	842	84	95	10
非上場株式等	平成27年度	-	-	-	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	47	48	0	0	-
合 計	平成27年度	-	-	694	729	35	63	28
	平成28年度	-	-	805	890	84	95	10

区 分		その他有価証券で時価のないもの等	
		貸借対照表計上額	
上場株式等	平成27年度	-	
	平成28年度	-	
非上場株式等	平成27年度	789	
	平成28年度	724	
合 計	平成27年度	789	
	平成28年度	724	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 信金中金優先出資は、その他有価証券で時価のあるものに含めております。
3. 信金中金出資金等は、その他有価証券で時価のないもの等に含めております。

【子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等】

該当ございません。

【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

(単位：百万円)

区 分		売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	平成27年度	41	-	-
	平成28年度	68	1	-

■ 報酬等に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しています。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払い手段 c. 支払時期

(2) 平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	145

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 左記の内訳は、「基本報酬」109百万円「退職慰労金」35百万円となっています。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労金引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 平成28年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者はありませんでした。

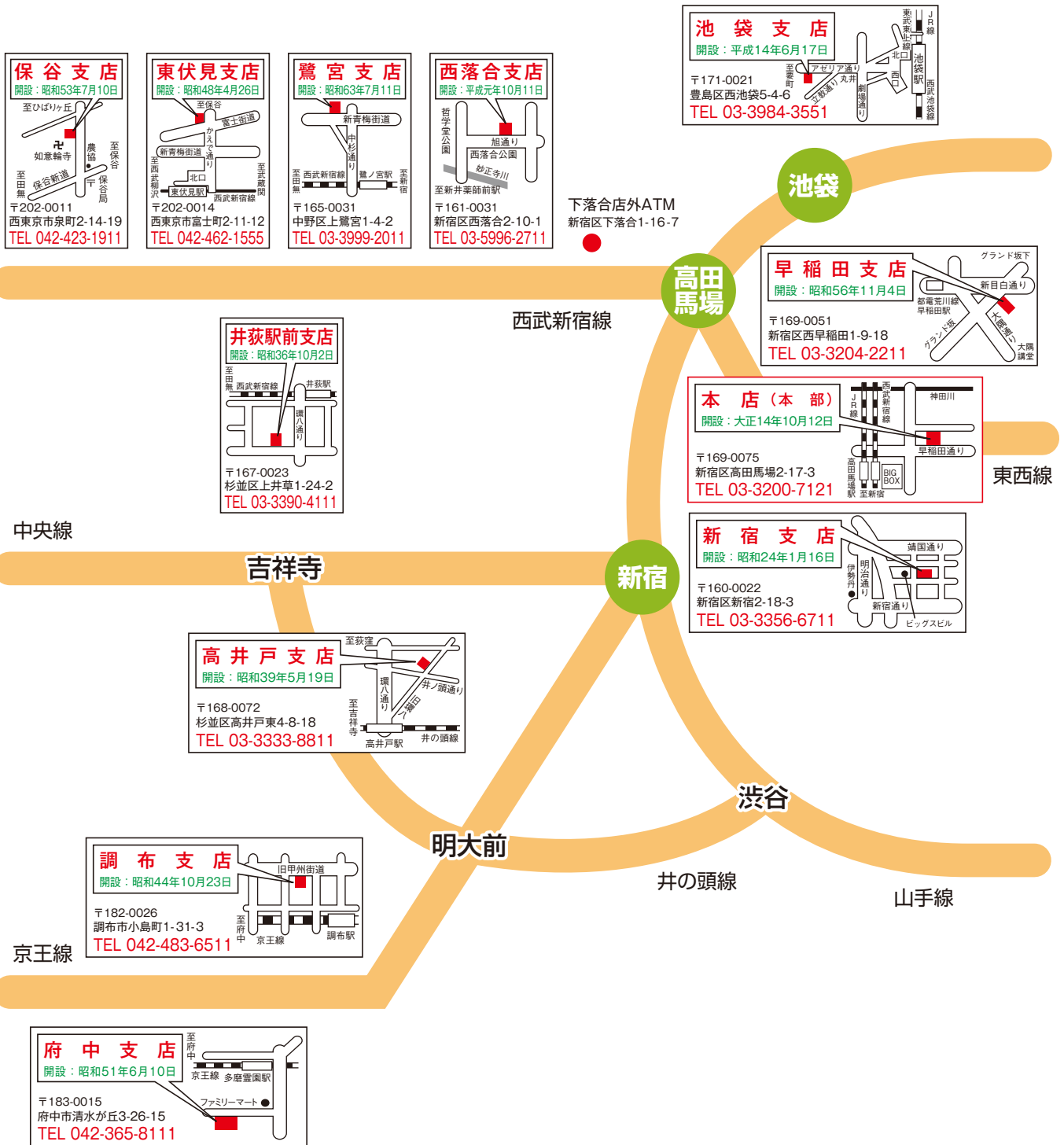
■ 法定開示項目掲載ページ一覧

【信用金庫法施行規則第132条】

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	18
ロ. 理事、監事の氏名及び役職名	18
ハ. 事務所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	5
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を 示す指標として次に掲げる事項	29
①経常収益②経常利益又は経常損失③当期純利益又は当 期純損失④出資総額及び出資総口数⑤純資産額⑥総資産 額⑦預金積金残高⑧貸出金残高⑨有価証券残高⑩単体自 己資本比率⑪出資に対する配当金⑫職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として 次に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
・ 業務粗利益及び業務粗利益率	30
・ 資金運用収支、役員取引等収支 及びその他業務収支	30
・ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	30
・ 受取利息及び支払利息の増減	31
・ 総資産経常利益率	30
・ 総資産当期純利益率	30
(2) 預金に関する指標	
・ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	32
・ 固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	32
(3) 貸出金等に関する指標	
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	33
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33
・ 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、 不動産、保証及び信用の区分をいう）の 貸出金残高及び債務保証見返額	33
・ 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の 貸出金残高	33
・ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
・ 預貸率の期末値、期中平均値	31
(4) 有価証券に関する指標	
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	34
・ 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び 外国証券その他の証券の区分をいう）の 平均残高、残存期間別残高	34
・ 預証率の期末値及び期中平均値	31
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	20
ロ. 法令等遵守の体制	19
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	7~8
ニ. 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置 および紛争解決措置	21
5. 金庫の直近2事業年度における財産に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	23~28

ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・ 破綻先債権に該当する貸出金	36
・ 延滞債権に該当する貸出金	36
・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	36
・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	36
ハ. 自己資本の充実状況について金融庁長官が別に 定める事項	37
【定性的な開示事項】	
・ 自己資本の構成に関する事項	37
・ 自己資本調達手段の概要	38
・ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	38
・ 信用リスクに関する事項	39
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	41
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	41
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	41
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	41
・ 出資その他に類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	43
・ 金利リスクに関する事項	42
【定量的な事項】	
・ 自己資本の構成に関する事項	37
・ 自己資本の充実度に関する事項	38
・ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び エクスポージャーの主な種類別の内訳	39
・ 信用リスク削減手法に関する事項	41
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	41
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	41
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	43
・ 金利リスクに関して信用金庫が内部管理上使用した金利 ショックに対する損益又は経済価値の増減額	42
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	
・ 有価証券	34~35
・ 金銭の信託	35
・ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に 掲げる取引	35
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ. 貸出金償却の額	40
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 または損失金処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	28
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に 定めるもの	44
金融再生法に基づく開示項目	
○資産査定公表	36
・ 対象債権：貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮 払金、債務保証見返	
・ 債権区分：破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権、要管理債権、正常債権	

店舗一覽



(平成29年6月30日現在)

営業地区一覽

東京都 区の存する地域および

立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 西東京市
 国立市 狛江市 清瀬市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市

埼玉県 新座市

東京三協信用金庫

本部	〒169-0075	新宿区高田馬場 2-17-3	03-3200-7124 (代)
		(JR・地下鉄・西武新宿線高田馬場駅前)	
本店	〒169-0075	新宿区高田馬場 2-17-3	03-3200-7121
(下落合ATMコーナー)	〒161-0033	新宿区下落合 1-16-7	03-3200-7121 (本店)
新宿支店	〒160-0022	新宿区新宿 2-18-3	03-3356-6711
井荻駅前支店	〒167-0023	杉並区上井草 1-24-2	03-3390-4111
高井戸支店	〒168-0072	杉並区高井戸東 4-8-18	03-3333-8811
調布支店	〒182-0026	調布市小島町 1-31-3	042-483-6511
東伏見支店	〒202-0014	西東京市富士町 2-11-12	042-462-1555
府中支店	〒183-0015	府中市清水が丘 3-26-15	042-365-8111
保谷支店	〒202-0011	西東京市泉町 2-14-19	042-423-1911
早稲田支店	〒169-0051	新宿区西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
鷺宮支店	〒165-0031	中野区上鷺宮 1-4-2	03-3999-2011
西落合支店	〒161-0031	新宿区西落合 2-10-1	03-5996-2711
池袋支店	〒171-0021	豊島区西池袋 5-4-6	03-3984-3551

当金庫のホームページアドレス

<http://www.shinkin.co.jp/sankyo>

お客様相談センター

 **0120-0889-18**

おはやくいーはなし

(受付 9:00~17:00 金融機関休業日は除く)

キャッシュカード夜間・休日緊急連絡先

03-6433-1979 (しんきんサービスセンター)